

暗号資産の保有に係る 会計上の取扱いに関する考察： 会計マネー・ツリーを用いた アプローチから

とよくら ちから
豊蔵 力

要 旨

本稿では、暗号資産の保有に係る会計上の取扱いに関して、デジタルマネーを分類する独自の枠組みを用いたアプローチからの考察を試みる。具体的には、Adrian and Mancini-Griffoli [2019] が提示した分析視角を出発点に、会計的な視点からデジタルマネーの経済実態を捉えるための6要素に基づき支払手段を分類する独自の枠組み（会計マネー・ツリー）を提示する。この枠組みを用いて、キャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす4要素からみると、暗号資産などデジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いに固有の難しさはないと考えられることを明らかにする。同時に、デジタルマネーが現金それ自体として扱われるかどうかを識別する2要素からみた場合、法定通貨と異なる表示単位を用いるデジタルマネーの使用が拡がると、外貨との境界が曖昧化し、そもそも現行の会計基準における外貨の扱いが適切なのかなどの課題を投げかけることになると指摘する。最後に、暗号資産の会計マネー・ツリー上の分類（暗号資産の経済実態）と保有目的を踏まえた会計上の取扱いを検討したうえで、現行の国際財務報告基準（IFRS）に基づく取扱いとの差異を示している。

キーワード：暗号資産、外貨、会計、国際財務報告基準（IFRS）、デジタルマネーの分類

.....
本稿の作成に当たっては、前金融研究所客員研究員である秋葉賢一教授（早稲田大学）より多大なるご指導を賜ったほか、現金融研究所客員研究員である鷲地隆継氏（監査法人トーマツ）、草野真樹教授（京都大学）、別所昌樹氏（日本銀行決済機構局）および金融研究所スタッフから有益なコメントを頂戴した。また、2020年3月に開催した会計研究報告会の討論において、川村義則教授（早稲田大学）、小出篤教授（学習院大学）、関口智和氏（あずさ監査法人）から有意義なご示唆を頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

豊蔵 力 日本銀行金融研究所企画役（現香港事務所長、
E-mail: chikara.toyokura@boj.or.jp）

1. はじめに

(1) 背景

デジタル化を中心とする情報技術革新のもと、企業によるフィンテックの活用などが進展している。金融とそれ以外の分野の融合が進み、産業の垣根の実質的な意味が薄れていることを受けて、金融・商取引関連法制では、主体を前提としない、機能別の横断的な規制対応がグローバルな課題となっている¹。これに対して、会計基準²は元来、基本的には行為主体別にはなっておらず、取引を対象としたルールなので、同様の状況にはない³。他方、デジタル化の動きにより、現行の会計基準の分類への当てはめが明確でない取引が生じうる。実際、ビットコインのような暗号資産の保有に適用する IFRS の基準もはっきりしなかった。

2009 年の「ビットコイン」の誕生後、ビットコインを改良もしくは模倣した暗号資産が数多く生まれた。これらの暗号資産は、第 1 世代の暗号資産と呼ばれることがある。法定通貨に対する価値の変動が大きく、現実の支払手段としては受け入れられずに、専ら投機の対象となった第 1 世代に対して、第 2 世代とも呼ばれるのがステーブルコインである⁴。ステーブルコインは、フェイスブック社（当時）が主導する「Libra（現 Diem）」構想で一躍有名になったが、（法定通貨に対する）価値の安定化を図る意図をもって発行される暗号資産の総称として用いられている。

このほか、決済事業者の口座に利用者が保有する資金（以下、決済事業者への預け金⁵）を用いた、オンラインやモバイルで利用可能なプリペイド型の決済サービスも数多く生まれている。他方で、中国では、「支付宝」で決済に利用可能なマネー・マーケット・ファンド（Money Market Fund: MMF）が 2013 年に登場するな

1 例えば、Aaron, Rivadeneyra, and Sohal [2017]、Carstens [2018] を参照。また、G7 Working Group on Stablecoins [2019] では、ステーブルコインの枠組みに対して既存の決済システム等と同様に頑強な要請・基準を満たすこと（「同一の活動・同一のリスク・同一の規制」の確保）が必要としている。

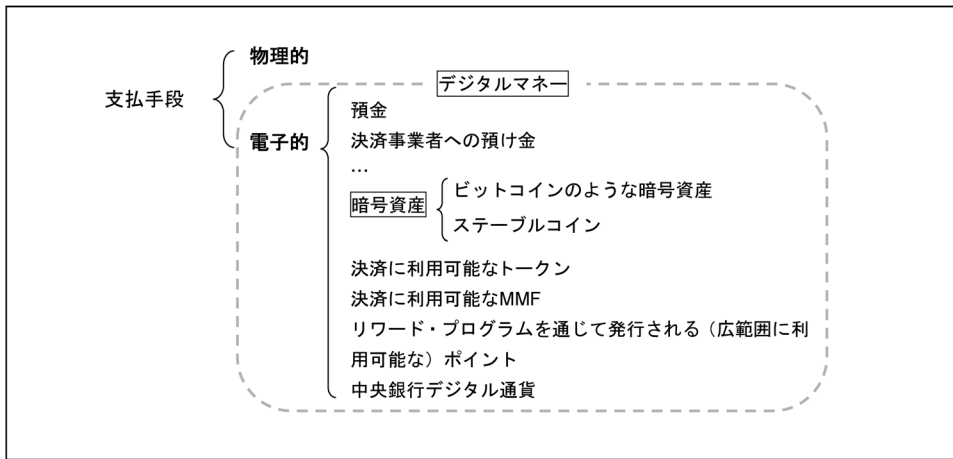
2 本稿において、会計基準の具体的な取扱いに言及する際は、特に断りのない限り、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）を参照する。

3 IFRS において、例えば、金融商品会計を定める IFRS 第 9 号「金融商品」は、金融機関・一般事業法人の別にかかわらず、同様に適用される。わが国の会計基準では、基本財務諸表の表示について、銀行等では一般事業会社とは別の定めがあるなど、主体を前提とした定めが一部あるものの、会計の本質的な部分である認識や測定については、あくまで取引ごとに定められている。

4 Brainard [2019, 2020]、Beau [2020] など。

5 わが国や米国、欧州連合などでは、預金の受入れを行う主体には銀行免許が求められている。これらの法域において、銀行免許を持たない決済事業者の口座に利用者が保有する資金は、法律上の預金に当たらないが、本稿では、会計用語として、「預け金」と呼んでいる。なお、決済に必要な資金の受入れと規制対象となる預金の受入れの線引きには曖昧な部分があり、その切分けは近時の課題となっている（関口 [2020]）。

図表 1 本稿における用語の使い方



ど、新しいかたちの支払手段が登場している。また、いわゆるリワード・プログラムを通じて、企業が顧客に特典として与えるポイントやマイレージなど（以下、ポイント）の中には、発行者間における相互のポイント交換を可能とする連携が進んでおり、広範に利用可能な「企業通貨」ともいえる性格が強いものもある。さらに、多くの中央銀行は、中央銀行デジタル通貨の調査・検討を進めている⁶。このように、さまざまな電子的な支払手段が登場する中で、これらを指し示す用語は区々であるが、本稿では、会計上の資産に該当する、支払手段として利用されるあらゆる電子的な支払手段を「デジタルマネー」と呼ぶ。また、第1世代の暗号資産を「ビットコインのような暗号資産⁷」、第2世代の暗号資産を「ステーブルコイン」として、両者をあわせて「暗号資産」と呼ぶこととする。本稿における用語の使い方を整理すると、図表1のようになる。

(2) 本稿の目的とリサーチ・クエスチョン

新しいかたちのデジタルマネー⁸には、その会計上の取扱いに当たって、現行の

6 国際決済銀行（BIS）が実施した中央銀行デジタル通貨（CBDC）のサーベイによると、「何らかのかたちでCBDCの取組みを行っている」と回答した中央銀行が8割強あった。また、2割以上の中央銀行は「一般利用型のCBDCの発行の『可能性が高い（likely）』または『可能性がある（possible）』と回答した（Boar and Wehrli [2021]）。バハマ中央銀行は2020年10月、一般利用型のCBDCを発行した。

7 この表現は、International Monetary Fund (IMF) [2019] の“Bitcoin-like crypto assets”に倣っている。なお、「ビットコインのような暗号資産」には、ビットコインを含めている（IMF [2019] も同様）。

8 ここで、新しいかたちのデジタルマネーとは、電子的な支払手段（デジタルマネー）のうち、2000

会計基準において想定されていないような難しさがあるのか。また、現行の会計基準を当てはめることは適切な扱いとなるのか。本稿の目的は、こうした問題意識に基づき、暗号資産の保有に焦点を当てて、次の2点を明らかにすることであり、そのために以下に述べる4つのリサーチ・クエスチョン（RQ）に対する答えを探索することを試みる。

- ① 暗号資産の保有に係る会計上の取扱いを検討するに当たって、現行の会計基準が想定していない難しさはあるのか。

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）は、ビットコインのような暗号資産について2016年以降検討を行い、2018年時点では基準開発の作業計画には追加せず、この論点の検討をIFRS解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee: IFRS-IC）に依頼することとし、2019年にアジェンダ決定が公表され、既存のIFRSの適用の仕方が説明された（IFRS-IC [2019]、補論1）^{9,10}。このように、ビットコインのような暗号資産の保有に適用するIFRSの基準ははっきりしなかった。ビットコインのような暗号資産は、どのような点で現行の会計基準が想定していなかった性質を有しているのか。2節では、次のRQ1について考察する。

RQ1：ビットコインのような暗号資産について、現行の会計基準の分類への当てはめが明確でなかった背景は何か。

前述のとおり、本稿では、ビットコインのような暗号資産およびステーブルコインを暗号資産と呼んでいるが、ステーブルコインには、既にいくつかの種類が存在するうえ、現在構想段階にあるグローバル・ステーブルコインなど、あらゆる性格のものが登場しうる。それだけではなく、暗号資産は、暗号通貨とも呼ばれることがあるように、現金との類似性が指摘されることがある¹¹。このような暗号資産の保有に係る会計上の取扱いについて、現行の会計基準の分類といった建て付けに伴う難しさのほかに、現行の会計基準が想定していない固有の論点、すなわち、経済実態の観点から固有の難しさはあるのか。

年代入り後に新たに登場したものや現時点で構想段階にあるデジタルマネーを指す。

9 IFRS-ICは、IFRSの適用の解釈のほか、IFRSにおいて特定の定めがない論点に関する適時の指針を示すことを目的としている。既存のIFRSをどのように適用するのかを説明するIFRS-ICの検討結果と基準設定アジェンダに追加しないこと決定は、「アジェンダ決定」として公表される。

10 本稿において、2019年6月に公表された「『暗号通貨の保有』(Holdings of Cryptocurrencies)に関するアジェンダ決定」を単に「アジェンダ決定」ともいう。

11 実際、アジェンダ決定に至るまでのIASBの議論では、将来的に、ビットコインのような暗号資産が会計上の「現金」に分類される可能性についても議論された。

RQ2：暗号資産などのデジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いについて、経済実態の観点から、固有の難しさはあるか。

RQ3：暗号資産などのデジタルマネーが現行の会計基準に投げかける課題はあるか。

本稿では、新しいかたちのデジタルマネーの会計的に重要な経済実態を捉えることを通じて、この点を検討する。暗号資産などのデジタルマネーの経済実態が現行の会計基準の想定内であれば、それらの保有に係る会計上の取扱いに特段の困難はない一方、これまで想定されてこなかったような新しさがあれば、会計上の取扱いに当たって固有の難しさや、会計基準に投げかける課題がありうると考えられる。その際、あらゆる性格の暗号資産が登場しうることを踏まえて、さまざまな種類のデジタルマネーの経済実態について考察する。

3節では、暗号資産をはじめとするデジタルマネーの経済実態を捉えるために、会計的な視点から重要な要素を整理し、続く4節では、これらの要素に即して、デジタルマネーを分類する独自の枠組み（会計マネー・ツリー）を提示する。この枠組みを用いて、会計マネー・ツリー上の分類（デジタルマネーの経済実態）の観点から、上記 RQ2 および RQ3 について考察する。

② 暗号資産の保有について、現行の会計基準を当てはめることは適切な扱いとなるのか。

ビットコインのような暗号資産の保有に係る会計上の取扱いについては、前述のとおり、2019年のアジェンダ決定により、既存のIFRSの適用の仕方が説明された¹²。しかしながら、暗号資産の特別性から、現行のIFRSの当てはめが適切な取扱いとならない可能性がある¹³。現行の会計基準を必ずしも前提とせず、暗号資産の経済実態と保有目的を踏まえた会計上の取扱いはどのようになるのか。それらはIFRSに基づく取扱いと異なるのか。

RQ4：現行のIFRSに基づく暗号資産の保有に係る取扱いは、経済実態と保有目的

12 アジェンダ決定では、一定の要件を満たす暗号資産を「暗号通貨 (cryptocurrency)」と呼び、検討の対象としている。本稿で「ビットコインのような暗号資産」と呼んでいるものが念頭に置かれており、ステーブルコインについては、本アジェンダ決定の対象外とすることが意図されている（補論1・2を参照）。

13 ビットコインのような暗号資産の保有に係る会計上の取扱いについて、IFRS-ICが既存のIFRSで対応可能と判断したのとは対照的に、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan: ASBJ) は、以下のとおり述べ、2018年3月に新たな会計基準を公表した。

「(…) 仮想通貨については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本実務対応報告においては、仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めている。」(実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」33項)

を踏まえたものとなっているのか。

5節では、上記 RQ4 を検討するため、ビットコインのような暗号資産とステーブルコインについて、会計マネー・ツリー上の分類（暗号資産の経済実態）に基づく経済実態と保有目的を踏まえた会計上の取扱いがどのようになるのかを示すとともに、現行の IFRS に基づく取扱い（補論 1・2）との差異を示している。

ビットコインのような暗号資産の会計上の本質は、学問上十分検討されておらず、会計基準設定主体間でも調整がなされていない（池田 [2020]）。また、実務的にみると、ビットコインのような暗号資産は、現時点において、個人による保有が圧倒的に多いうえ、投機目的での保有がほとんどみられるため、企業の財務報告における重要性は乏しい¹⁴。もっとも、リアルマネー投資家による需要が高まる可能性などから、会計上の取扱いを改めて検討する必要性が生じることも考えられる。ステーブルコインについては、具体的にどのような性格のものが新たに誕生するかもわからない状況ではあるが、将来的には、企業による保有が広がる可能性も排除できない。そうしたときの議論を深める一助となるべく、本稿では、暗号資産の保有に係る会計上の取扱いについて、デジタルマネーを分類する独自の枠組みを用いたアプローチからの検討を試みる。

2. 現行の会計基準への分類への当てはめが明確でなかった背景

本節では、次の RQ1 について考察する。

RQ1：ビットコインのような暗号資産について、現行の会計基準の分類への当てはめが明確でなかった背景は何か。

(1) ビットコインの革新性——会計基準の観点からみた新しさ——

現代において、これまで広範に利用可能で、“peer-to-peer”の（第三者を介さない）支払に用いることができる手段は事実上、現金のみであった。ところが、2009年に誕生したビットコインは、ブロックチェーンという分散型台帳技術を利用して

.....
¹⁴ テスラ社が 2021 年 1 月に同社の投資方針を改定し、その後 15 億ドル相当（同社の流動性資産の約 6%）のビットコインを購入したことは大きな話題となったものの、企業による暗号資産の保有は、ごくごく例外的な動きとみられている。

peer-to-peerのデジタルな移転(支払)を可能にした¹⁵。ビットコインは、peer-to-peerの性質があることにより匿名性を確保するとのメリットを有する¹⁶。さらに、ビットコインの場合、広範な利用可能性(アクセシビリティ)とpeer-to-peerに加えて、現金とは異なり、物理的な実体を持たずに、そのデジタルな移転を可能にしたことに最大の革新性があったといえる¹⁷。

Peer-to-peerとデジタルの両者の性質を併せ持つことは当初、時間的・金銭的・事務的成本を低減できる支払手段として期待された。しかしながら、よく知られているとおり、ビットコインのような暗号資産は、法定通貨に対する価値変動が大きいことから、現実にはほとんどが投機目的となっている¹⁸。そうはいつても、デジタルの記録それ自体が経済的価値を持つに至った。ビットコインのような暗号資産は、キャッシュフローなどの経済的便益を生むことが何ら約束されない¹⁹にもかかわらず、広範な利用可能性、peer-to-peer、デジタルの性質を兼ね備えるという革新性によって、当該資産の保有に伴う何らかのメリットが生ずることから、一定の経済価値を有する資産となった、との評価が可能だと考えられる²⁰。さらに、自由に売買できる取引所が存在するビットコインのような暗号資産は、市場価格が存在する。このように、①物理的な実体がなく、②契約または特別な根拠法に基づく権利でもないにもかかわらず²¹、③市場価格があるという、ビットコインのような暗

15 Nakamoto [2008] は、信頼された第三者機関を経由せずに、直接、オンラインでの支払を可能とするシステムとして、ビットコインを提案した。

16 ビットコインの場合、取引後に何ら取引の証跡が残らない現金とは異なり、すべての取引が台帳上に記録されるため、完全な匿名性は確保されないが、取引者の氏名は明らかにならない。ここでは、「偽名を用いた取引が可能ない性質」を「匿名性」としている。

17 Bech and Garratt [2017] は、Committee on Payments and Market Infrastructures (CPMI) [2015] および Bjerg [2017] の議論をもとに、①発行者、②形式、③広範な利用可能性の有無、④移転の仕組みの4つの特性に基づく、新たなマネーの分類を提示している。この分類に従えば、ビットコインのような暗号資産は、①発行者が中央銀行ではない、②形式が電子的、③広範に利用可能、④peer-to-peerの特性を兼ね備えた支払手段である。

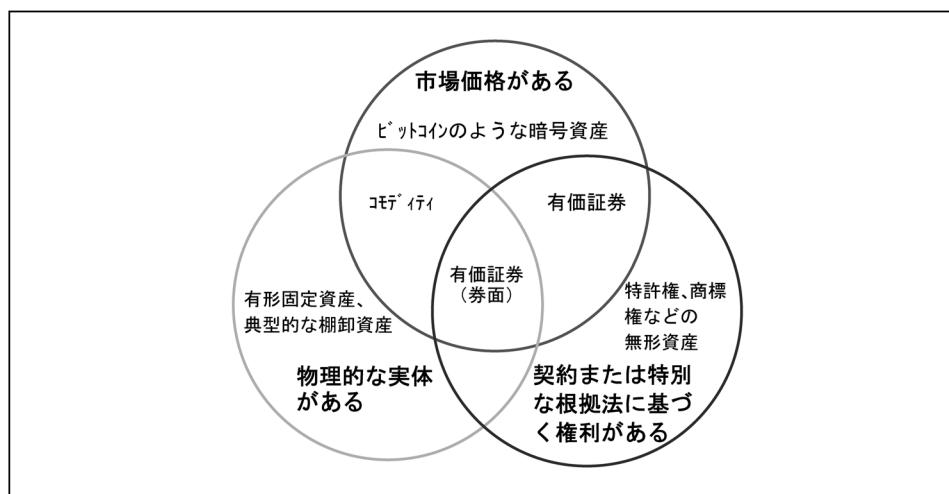
18 ビットコインの送金手数料は、ビットコインに対する取引需要の高まりに伴う処理遅延の発生やマイナーが受領する報酬の減少(ビットコインの発行高に応じて減少することが設定されているため、報酬の減少は不可避)などから、高まっている。また、ビットコインの基盤技術であるブロックチェーン技術については、現実の技術が達成しているセキュリティの性質とそのレベルと、それらの目標との間に乖離があることも、同技術を現実の運用に活かしていくうえでの課題となっている(松尾 [2020])。

19 ビットコインについて、「本源的な価値がゼロ」(CPMI [2015])、「ファンダメンタル・バリューがゼロ」(Roubini [2021]) などといわれる所以である。

20 この点、Cochrane [2017] は、一般的に、ある資産の価格がゼロを上回る理由について、①何らかの「配当」がある、②何らかの価値がある、③永遠に価格が上昇すると考えられている、のいずれかであると整理し、3点目(合理的バブル)の考え方は、根本的な欠陥があるとしたうえで、ビットコインについては、マネー・ロンダリング等に使えることが、上記の②に当たる価値になっている、と主張している。

21 ビットコインのような暗号資産には発行者が存在せず、債権と捉えることはできないと考えられている(末廣 [2017]、金融法委員会 [2018]、加毛 [2019] など)。ビットコインの保有に当たり、プログラム・コードに対する合意があるとみる見解もあるが、「伝統的な民法(契約法)の世界で考

図表 2 会計基準の観点からみた特別性



号資産の性格は、会計基準の観点からみても特別なものであったと考えられる（図表 2²²）。

(2) 現行の会計基準の分類への当てはめ

ビットコインのような暗号資産の保有に適用する IFRS の基準は、IFRS-IC によるアジェンダ決定の公表まではっきりせず、IFRS を適用する企業は、ビットコインのような暗号資産を金融商品、無形資産または棚卸資産として扱っていた (IASB [2018a])。

このように企業が適用する IFRS の基準が区々となったのは、前述のビットコインのような暗号資産の性格（「物理的な実体がない」、「契約または特別な根拠法に基づく権利がない」、「市場価格がある」）のうち、企業がいずれの性質を重視したかに起因するのではないと思われる。まず、「物理的な実体がない」という性質は、無形資産の主たる定義に一致する²³。次に、自由に売買できる取引所が存在するビットコインのような暗号資産は、「市場価格がある」点において、有価証券などの金融商品と同じである。他方、「金融商品でも『契約または特別な根拠法に基

えられている合意や契約と異なるものと考えざるを得ない」（末廣 [2018] 55 頁）。また、ビットコインのような暗号資産には、特許権や商標権などと異なり、特別な根拠法（特許法、商標法など）が存在しない。

22 図表 2 は、会計基準の観点からみたビットコインのような暗号資産の新しさを示すことを目的としており、あらゆる資産の分類を可能とするものではない。

23 IFRS では、無形資産を「物理的実体のない、識別可能な非貨幣性資産」と定義している。

づく権利』でもないが、市場価格が存在する」という性質は、コモディティなどの棚卸資産と共通している。

ビットコインのような暗号資産について、アジェンダ決定では、「通常の事業の過程における販売の目的で保有する」場合には、国際会計基準（IAS）第2号「棚卸資産」を、そうではない場合には、IAS第38号「無形資産」を適用するとの見解が示された（補論1）。このため、ビットコインのような暗号資産の保有に係る会計上の取扱いが、IFRS適用企業によって区々となることはなくなった。しかしながら、ビットコインのような暗号資産は、典型的な無形資産、棚卸資産のいずれとも異なる性格を有していることから、現行のIFRSの当てはめが適切な取扱いとならない可能性がある。IAS第2号を適用するのであれば、一般に、市場価格がない中で、企業の保有する他の資産や人材・ネットワークとの組合せによりキャッシュフローを生むという意味で間接的にキャッシュフローを生む資産（事業投資）と考えられている棚卸資産の基準を、ビットコインのような暗号資産に適用することの是非が問われることとなる²⁴。また、IAS第38号を適用するのであれば、ビットコインのような暗号資産に物理的な実体がないことは確かだが、無形資産の基準を適用することの適否が問われることとなる²⁵。そもそも会計基準において、伝統的に、IFRSに限らず、無形資産を有形資産と区別しているのは、典型的な有形資産と、典型的な無形資産とは、会計処理を定めるうえで考慮を要するいくつかの重要な特性上の違いがあり、その特性に応じて会計処理を考えるのが適切と考えられるためである（企業会計基準委員会〔2009〕6頁）。もちろん、物理的な実体の有無に起因する資産の特性の違いがあることは間違いないが、物理的な実体の有無が会

24 IASBの2018年概念フレームワークでは、企業の事業活動が、いくつかの経済的資源を組み合わせることで財又はサービスを生産し顧客に販売するために使用することによって、キャッシュフローを間接的に生み出すことを伴う場合の例として、棚卸資産を挙げ、「棚卸資産は通常、企業の他の経済的資源を広範囲に（例えば、生産及び販売活動に）使用しないと、顧客に販売できない」（6.55項）と述べている。

25 無形資産の基準は、いろいろな性格のものを対象としているため、新しい性格の無形資産が登場すると、無形資産を対象とした会計基準における取扱いの有用性が議論されることとなりうる。これは2000年代半に、京都議定書の発効を展望して、IASBがいわゆるキャップ・アンド・トレードの排出権に関する取扱いを議論したときも同様であった。なお、国際財務報告解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC）は当時、2004年にIFRIC第3号「排出権」の公表を行ったが、欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）などから経済的な実態を忠実に示さないことがあると、強い懸念が示されたことを受けて、2005年にはIFRIC第3号の撤回（withdrawal）を決めた経緯がある。IFRIC第3号に対しては、特に、資産（排出枠）と負債（企業の排出量に応じた義務）の測定方法の違いがもたらす損益への影響等が問題視された。

計処理を決めるうえで本質的とは考え難い^{26,27}。特に、ビットコインのような暗号資産は、「流通することが前提である流通財」（末廣 [2017] 68 頁）であり、市場価格がある資産という意味で、やはり一般的な無形資産²⁸ とは一線を画している中において、無形資産の基準を適用することの適切性が論点となる。これらの点は 5 節で詳しく検討する。

3. デジタルマネーの経済実態を捉える会計的に重要な要素は何か

次に、暗号資産の保有に係る会計上の取扱いについて、現行の会計基準が想定していない固有の論点、すなわち、経済実態の観点から固有の難しさがあるのかを検討する。本稿では、将来的にあらゆる性格の暗号資産が登場しうることを踏まえて、新しいかたちのデジタルマネーの会計的に重要な経済実態を捉えることを通じて、この点を検討する。会計では、伝統的に、「実質優先（substance over form）」の原則が重視されており²⁹、暗号資産の経済実態が現行の会計基準の想定内であれ

.....
26 企業会計基準委員会 [2009] は、物理的な実体がないことに起因する資産の特性のうち、会計処理等を考えるうえで特段の考慮を要する可能性があるものとして、例えば次のようなものが考えられるとしている（8 頁）。

- (1) 物理的な寿命により、当該資産の経済的効果の及ぶ期間の上限を画することができないため、費用配分期間の合理性の確保がより困難である。
- (2) 当該資産の利用に、物理的な実体による制限がなく、同時に複数の当事者による利用や、複数の用途での利用が容易であるなど、より多様な利用形態が想定されることから、経済的な効果の及ぶ期間の見積りがより困難である。
- (3) 特に自己創設による場合には、資産を構成する原価の範囲を特定することがより困難である。

27 有形・無形の区別は、資産の基本的属性を決定するうえで有用でないとの主張（Paton and Paton [1952]）は古くから存在する。実際、有価証券については、1980 年代半ば以降における各国・地域におけるペーパーレス化（無券面化）を経ても、会計上の取扱いは変わっていない。こうしてみると、物理的な実体の有無は、会計基準における実務的・便宜的な区分として経路依存的に使われていると思われる。

28 IFRS では、無形資産について、次のように言及している（IAS 第 38 号 78 項）。

- ・活発な市場は存在するかもしれないが、一般的ではない。
- ・一部の法域においては、自由に譲渡可能なタクシーの事業免許、漁業権又は生産割当枠について、活発な市場が存在するかもしれない。
- ・ブランド、新聞題字、音楽及びフィルムの著作権、特許又は商標については、それぞれの資産が独特であることから、活発な市場は存在しえない。
- ・無形資産は売買されるが、契約の交渉は個々の買い手・売り手の間で行われ、取引が相対的に少ない。
- ・ある資産に支払われた価格が別の資産の公正価値の十分な根拠とならないかもしれない。
- ・価格が公表されていない場合が多い。

29 「実質優先」の原則は、法的形式が違っていても経済的実質は同じとみて画一的な処理を選択するのに

ば、それらの保有に係る会計上の取扱いに特段の困難はない一方、これまで想定されてこなかったような新しさがあれば、会計上の取扱いに当たって固有の難しさや、会計基準に投げかける課題がありうると考えられる。もっとも、経済的実質（経済実態）を捉えることは必ずしも容易ではない。このため、本節では、4節における検討の準備作業として、デジタルマネーの経済実態を捉えるためには、会計的な視点からどのような要素が重要と考えられるのかを整理する。

まず、企業は、キャッシュフローを創出する器であると考えられるため、そのプロセスの理解や評価のために、投資家をはじめとする財務諸表の利用者にとっては、企業のキャッシュフローに関する情報が重要である³⁰。これを踏まえ、はじめに、デジタルマネーそれ自体が現金となる結果、会計上の「現金」として扱われる可能性を考える（以下、現金それ自体〈会計基準の用語としては、手許現金〉を指す場合は現金とイタリックで表記し、会計上の現金〈会計基準の用語としては、手許現金および要求払預金〉を指す場合は、「現金」と鉤括弧を付けて表記する）。次に、現金以外については、デジタルマネーが生み出すキャッシュフローの態様——具体的には、キャッシュフローの i) 金額、ii) タイミング、iii) 蓋然性——に重要な影響を及ぼす要素について考察する³¹。本節ではこのように、第1に、デジタルマネーそれ自体が会計上、現金として扱われうるかどうか、第2に、現金以外については、会計的な視点から、それが生み出すキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす要素を捉えることとする。

(1) デジタルマネーそれ自体が現金として扱われる可能性

企業のあらゆる会計行為が貨幣（通貨）を単位として測定されていることに端的

使われる。また、形式は同じでも実質が違うケースではその反対になる（齋藤 [2019] 9頁）。

30 IASB の概念フレームワークでは、財務報告の目的は「現在および潜在的な投資者、貸付者および他の債権者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供すること」（1.2項）としている。そのうえで、現在および潜在的な投資者、貸付者および他の債権者は、①企業への将来のネット・キャッシュインフローの金額、タイミングおよび不確実性（見通し）、および②企業の資源に係る経営者の受託責任に関する評価を行うために役立つ情報を必要としている（1.3項）と述べている。企業の保有する資産が金融投資であれば、当該資産によって創出されるキャッシュフローは、企業へのキャッシュフローに直結する一方、事業投資であれば、他の資産との組合せにより、企業へのキャッシュフローを創出する。企業が事業投資として、暗号資産を保有する可能性については5節で検討する。

31 ASBJ の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、次のとおり、企業の将来キャッシュフローが投資家意思決定の観点から同じとみられる場合を、実質が同じとしている（下線は筆者）。

「会計情報が比較可能であるためには、実質が同じ、すなわち、企業のキャッシュフロー（の金額、タイミング、不確実性）が投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理がなされていなければならない。」（企業会計基準委員会 [2006] 第2章 20項）

に表れているとおり、そもそも、会計にとって現金は特別な存在といえる³²。デジタルマネーそれ自体が会計上、現金として扱われるかどうかは、企業のキャッシュフローに関する情報という観点のみならず、この点からも重要である。

一般に、通貨の機能としては「価値の尺度 (unit of account)」、「価値の保蔵 (store of value)」、「交換の媒介 (medium of exchange)」の3つが挙げられる。現在の社会において、法定通貨は強制通用力を与えられることなどにより、これらの通貨の機能を果たしている³³。ただし、独自の表示単位がある支払手段である場合、将来的に、社会においてこれらの通貨の3つの機能を、現在、実際に通貨として使われている法定通貨と同等に果たすことがあれば、デジタルマネーそれ自体を、現金として、会計上「現金」として扱うことも可能性としては排除されない³⁴。

「社会における通貨の機能」は、「支払手段として、どの程度広範に利用されているか」とは明確に区別される。例えば、財・サービスの販売の対価として、ビットコインを受け入れる企業は確かに存在するが、ほとんどの場合、そうした企業は受け入れたビットコインをそのまま保有せずに、仲介者（通常、交換所や交換所と提携する企業）を通じて、法定通貨に即時換金を行っている^{35,36}。こうした企業行

32 貨幣（通貨）を測定単位とすることは、Moonitz [1961] が示した会計の公準 (postulates) の1つでもある。また、会計の古典的な定義には、測定単位として貨幣が用いられることが示されている。例えば、米国公認会計士協会の会計用語委員会が1941年に策定した会計の定義は次のとおり (American Institute of Certified Public Accountants. Accounting Principles Board; American Institute of Certified Public Accountants. Committee on Accounting Procedure [1961]、下線は筆者)。

「会計とは、(少なくとも部分的に) 財務的性格を持つ取引や事象について、意味のある方法を用いて (in a significant manner)、また、貨幣によって (in terms of money)、記録・分類・要約を行い、その結果を解釈する技術 (art) である」

33 法定通貨の価値は、強制通用力のみならず、金融政策、通貨の偽造防止技術や通貨偽造罪をはじめとする法規制などによって支えられている。

34 「社会において通貨の機能を果たしているか」といった要件は、会計基準設定においては、やや曖昧とも考えられるが、こうした考え方は、暗号通貨の保有に関するアジェンダ決定において IFRS-IC が示した以下の見解と軌を一にするものである (下線は筆者)。

「IAS 第32号 AG3 項は、『通貨（現金）は金融資産である。これは、交換の媒介を表すものであり、それゆえ、財務諸表における全ての取引が認識され、測定される基礎となっているためである。銀行などの金融機関への現金の預入れは金融資産である。これは、預金者が金融機関から現金を得るほか、小切手または類似の手段によって金融債務の支払いに充てるといふ、契約上の権利を表しているためである。』と述べている。

委員会は、IAS 第32号 AG32 項における現金の記述は、現金が交換の媒介として用いられること (財やサービスとの交換に用いられること)、および財務諸表における全ての取引が測定され、認識される基礎になると言える程度まで、財やサービスの価格付けにおける貨幣単位として用いられることが期待されていることを示唆していると考えた。」(「暗号通貨の保有」に関するアジェンダ決定)

35 例えば、Yermack [2013] を参照。なお、ビットコインが初めて商品販売の支払に利用された取引は、ピザ2枚 (約25ドル) と1万 ^{ビットコイン} BTC との交換 (2010年5月) であったといわれているが、このときも支払は第三者を経由したとされている。

36 ビットコインのような暗号資産は、価格のボラティリティが大きく、仲介者にとってのリスク管理をも困難にさせているとみられる。ビットコインを受け入れる企業は通常、1回当たりの利用金額

動は、企業がその将来の価値を信頼しておらず、ビットコインが「価値の保蔵」の機能を果たしていないことを示唆している。それ自体が現金とは考えられないデジタルマネーの場合、支払手段として、どの程度広範に使われているかは、当該資産の流動性と概ね言い換えられる。ここでいう高い流動性とは、そのデジタルマネーがいつでも・どこでも（誰にでも）売却可能ないし法定通貨の払戻しを要求可能であることを意味する。仮に将来、ビットコインのような暗号資産を受け入れる企業が相当数に上り、広く利用される状況になったとしても、流動性の高さ（活発な市場の存在）を映じているに過ぎず、「社会における通貨の機能」の高まりを映じているとは限らない³⁷。

(2) 現金以外のデジタルマネー

次に、現金以外のデジタルマネーは、事実上、現金のように使われているものの中にはあるが、現金それ自体ではない。例えば、要求払預金（いつでも現金の引出しが可能な預金）を、いつでも現金を生み出す資産と捉えることができるように、現金以外のデジタルマネーは、現金を生み出す（キャッシュフローを創出する）資産とみることができる³⁸。

現金以外のデジタルマネーを現実の支払手段として用いることは、現金を起点としてみると、当該デジタルマネーの受渡しに伴う「現金の受入れ」と「現金の受渡し」の組合せによって、債権・債務を解消させているとみることができる³⁹。他方、デジタルマネーによっては、支払手段として用いるのではなく、それ自体を市場などで売却することも考えられる。保有中に利子・配当などが発生するデジタルマネーもあるが、基本的には①支払手段としての利用、または②市場などでの売却のいずれかの方法でキャッシュフローが流入する。

以下では、現金以外のデジタルマネーの経済実態を捉えるため、キャッシュフローの i) 金額、ii) タイミング、iii) 蓋然性に重要な影響を及ぼす要素を整理す

に上限を設けているほか、ビットコインを受け入れていた企業が一定の期間、受入れを停止する事例があるのは、仲介者にとっての価格変動リスクを限定ないし制限するためであると推測される。

37 この点、例えば、IASB スタッフのアジェンダペーパーでは、「特定の暗号通貨が、交換の媒介及び価値の尺度として使われるほどに広範に利用されるような状況に進展すれば、暗号通貨が現金かについて改めて再評価を行うことが適当と考える」（IASB [2018b] p.3）としているが、現金かどうかを議論する前提としては、「価値の保蔵」の機能にも着目する必要があると思われる。

38 本節において、現金以外については、デジタルマネーの経済実態を捉えるために、それらが生み出すキャッシュフローの態様に着目しているが、その「キャッシュ」は通常の会計基準における「現金」・「現金同等物」ではなく、現金それ自体（現金）として考えている。

39 例えば、要求払預金を通じてデビットカードを支払手段として使うことは、「現金の引出し（現金の受入れ）」と「現金の受渡し」と捉えることができる。同様に、ビットコインを支払手段として用いることは、「ビットコインの売却（現金の受入れ）」と「現金の受渡し」と捉えることができる。

る。まず、支払手段を分類する独自の枠組みを提示した Adrian and Mancini-Griffoli [2019] の「マネー・ツリー⁴⁰」(図表3)の要素を、次に、それ以外の要素を考察する⁴¹。

イ. マネー・ツリーの要素

マネー・ツリーは、①種類、②価値、③保証、④技術の4つの要素に即して、順番に振り分けることにより、支払手段を分類・整理する枠組みである(図表3(参考))。このうち、最も重要な要素は、1つ目の「『請求権』(claim)か『オブジェクト』(object)か」(①種類)である。ここで、「オブジェクト」とは、物理的な実体の有無にかかわらず、決済に当たり、支払に後続する情報の交換が不要である支払手段——典型的には、法定通貨である現金——をいう(Adrian and Mancini-Griffoli [2019])。

会計的な視点からみると、マネー・ツリーの4要素のうち、キャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす要素は、①種類、②価値、③保証の要素である⁴²。このマネー・ツリーの①種類(「『請求権』か『オブジェクト』か」)によって、将来のキャッシュフローの主たる流入経路の違いがあることが注目される。すなわち、「請求権」では、基本的に、権利を行使する相手方からキャッシュフローが流入する。また、支払手段として「請求権」を用いるときは、「請求権」の保有者がこの相手方からキャッシュフローを得る権利を第三者である受取者に売却しているといえる。また、「請求権」の保有者は、支払手段として「請求権」を用いるのみならず、市場がある場合は、そこでの売却もできる。このように、当該権利を売却するときも、それを受け取る側は、あくまで権利を請求できる相手方からのキャッシュフローを当てにしていることから、キャッシュフローの源泉は、あくまで「権利を行使する相手方」(義務を履行する主体)である。このため、「請求権」では、キャッシュフローの i) 金額、ii) タイミング、iii) 蓋然性が、権利の内容に依存する。また、マネー・ツリーの②価値(法定通貨での払戻額が『固定』か『変動』か)および③保証(政府保証の有無)は、それぞれキャッシュフローの i) 金額、iii) 蓋然性を決める⁴³。さらに、関係する法域における法律や規制など社会の諸制度のもと、当該「請求権」がどのように位置付けられているかは、iii) 蓋然性に決定的な影響を

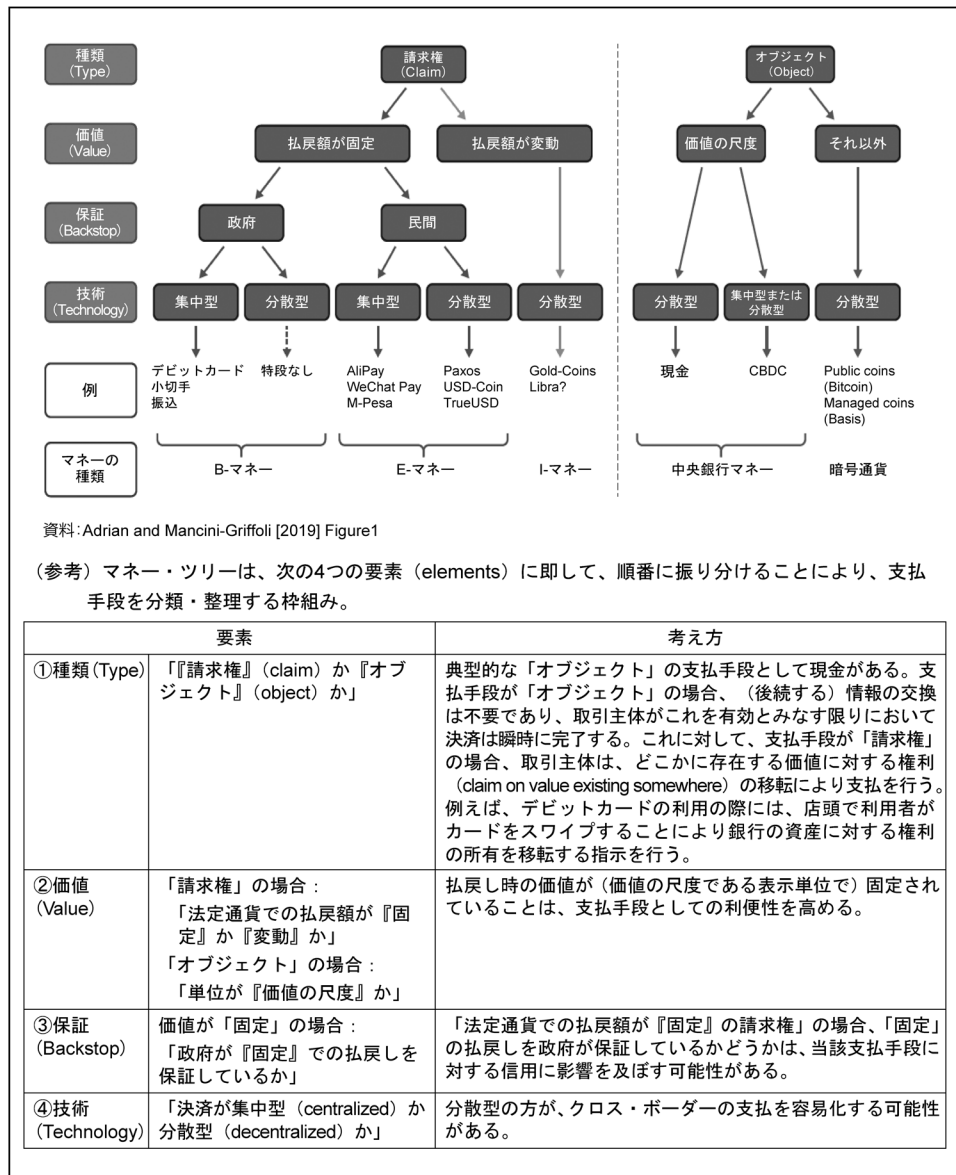
.....
40 彼らは、提示した分類がツリー状の階層構造となることから、当該分類を「マネー・ツリー (Money Tree)」と呼んでいる。

41 Adrian and Mancini-Griffoli [2019] がさまざまな支払手段を比較検討するうえで着目したマネー・ツリーの要素は、会計的な視点からデジタルマネーの経済実態を捉えるためにも有用と考えられるため、本稿ではこれらの要素の検討から始める。

42 マネー・ツリーの第4の要素(④「技術」)は、デジタルマネーの本質を捉える要素ではあるが、集中型か、分散型かによって、会計上異なる取扱いが想定され難いことから、会計的な視点から重要な要素とは言い難い。

43 政府保証がない場合、取引相手の信用リスクや担保の有無などがキャッシュフローの iii) 蓋然性を決める。

図表 3 Adrian and Mancini-Griffoli [2019] のマネー・ツリー



資料：(参考)は、Adrian and Mancini-Griffoli [2019] をもとに作成。

及ぼす。

これに対して、「オブジェクト」には、価値の尺度となっているもの (中央銀行マネー) と、価値の尺度となっていないものの両方がある (Adrian and Mancini-Griffoli [2019])。このうち後者——典型的にはビットコインのような暗号資産——の場合、

基本的に、売却によってのみキャッシュフローの流入が生じる⁴⁴ことから、キャッシュフローのi) 金額、ii) タイミング、iii) 蓋然性は、売却可能性や価格変動リスクに依存する。このため、特に、活発な市場の存在が重要となる。価値の尺度となっていない支払手段が活発な市場で取引されていない場合、キャッシュフローの蓋然性は低くなるし、活発な市場における市場価格が存在しない場合、通常、信頼性をもって公正価値を測定できない。

ロ. マネー・ツリー以外の要素

「請求権」は、金銭を受け取る権利に限られず、財やサービスを受け取る権利も支払手段になりうる⁴⁵。財・サービスを受け取る権利でも、経済的便益を受ける権利が約束されている点では、金銭を受け取る権利と変わらないため、支払手段として用いることが考えられる。

企業にとって価値のある財・サービスを受け取ることが確実である場合、実態としては、キャッシュフローの流入（当該財・サービスに対して本来、支払う金銭を受け取っていること）に等しい。財・サービスを受け取る権利でも、金銭を受け取る権利と同様、当該権利の行使または売却⁴⁶によって、キャッシュフローが流入する。ただし、財・サービスを受け取る権利の場合、キャッシュフローの確実性は、財やサービスを受け取る蓋然性のみならず、企業のビジネスモデル（財・サービスが企業にとって価値があるものである蓋然性）にも依存する。

財・サービスを受け取る権利では、法定通貨での払戻しを受けないことから、マネー・ツリーの②価値（「法定通貨での払戻額が『固定』か『変動』か」）がそのまま当てはまることはない。もっとも、その財・サービスを受け取る量が法定通貨を媒介として決められていることがある（例：1ポイント＝1円）。前述のとおり、企業にとって価値のある財・サービスを受け取ることは、実態としてはキャッシュフローの流入に等しいといえることから、財・サービスを受け取る量が法定通貨を介して決められており、財・サービスとの交換比率が法定通貨を介して「固定」されている場合は、（実態として）流入するキャッシュフローが固定されることを意味し、それ以外の場合は、（実態として）流入するキャッシュフローが変動することを意味する。

.....
44 「オブジェクト」は、売却以外に、貸出によって賃貸料を得ることもある。

45 Adrian and Mancini-Griffoli [2019] では、請求権による支払について、「どこかに存在する価値に対する権利（claim on value existing somewhere）の移転」と記述しているとおり、財・サービスの受取を対象とする請求権は排除されていないと思われるが、この点について明示的な議論はない。これは、現在のところ、支払手段として広範に利用可能である「財・サービスの受取を対象とする請求権」がないためかもしれない。

46 金銭を受ける権利と同様、支払手段として用いる（当該権利を第三者である受取者に売却する）場合と市場で売却する場合の両方がありうる。

4. 会計マネー・ツリーを用いたデジタルマネーの分類と考察

本節では、3節で議論した会計的な視点から重要な要素に即して、デジタルマネーを経済実態に応じて分類する独自の枠組み（会計マネー・ツリー）を提示する。そのうえで、この枠組みを用いて、会計マネー・ツリー上の分類（デジタルマネーの経済実態）の観点から、1節（2）で掲げた次のRQ2およびRQ3について考察する。

RQ2：暗号資産などのデジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いについて、経済実態の観点から、固有の難しさはあるか。

RQ3：暗号資産などのデジタルマネーが現行の会計基準に投げかける課題はあるか。

(1) 会計マネー・ツリー

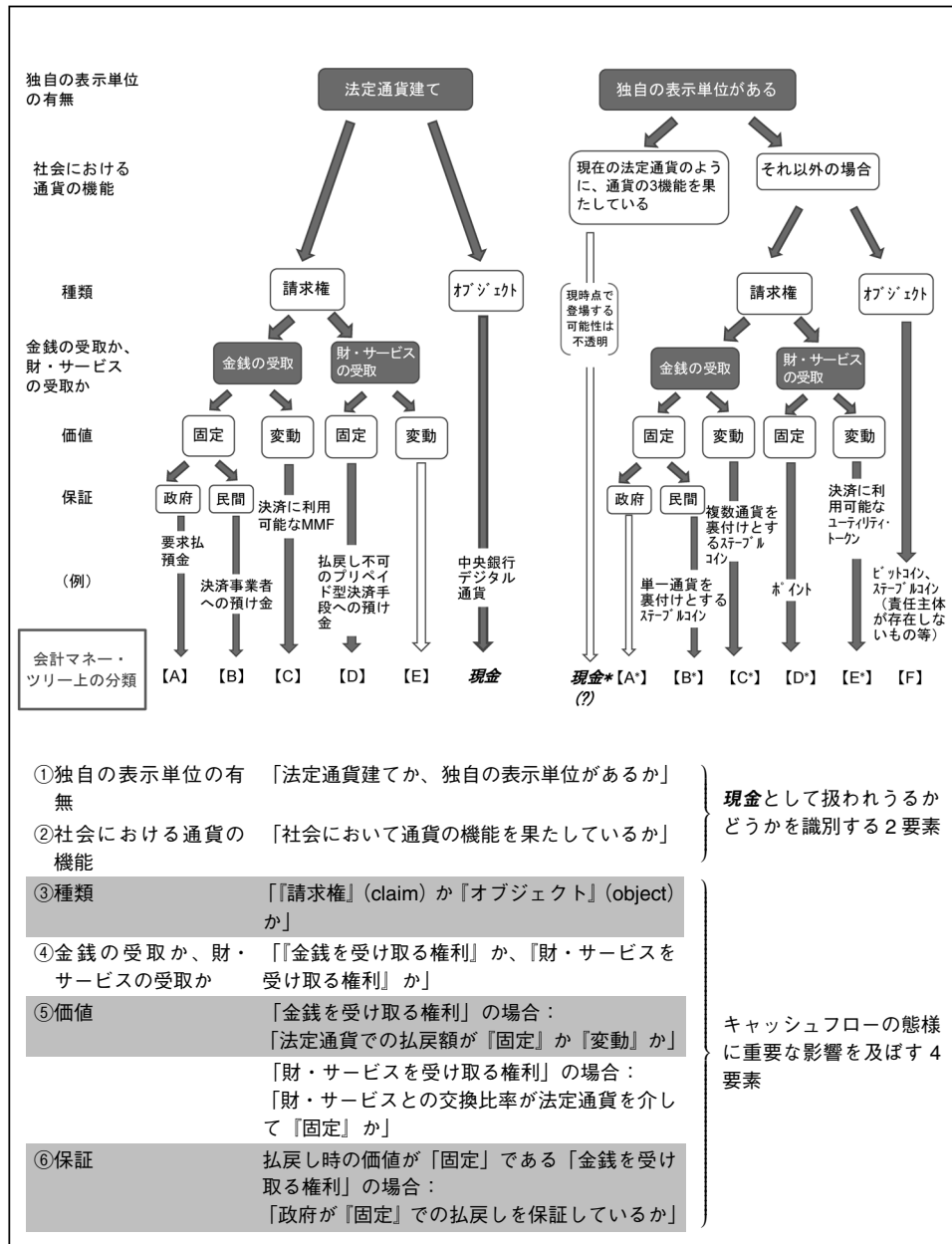
3節の議論を踏まえると、会計的な視点から、デジタルマネーの経済実態を捉えるために重要な要素は、6要素に纏められる（図表4下段）⁴⁷。Adrian and Mancini-Griffoli [2019]の「マネー・ツリー」を拡張し、会計的な視点から、これらの6要素に即して、支払手段を分類する枠組みが「会計マネー・ツリー」（図表4上段）である。

このうち、1、2点目は、デジタルマネーそれ自体が、**現金**（会計基準の用語としては、手許現金）として扱われうるかどうかを識別する要素である。「価値の尺度」が通貨の機能の1つであることからわかるとおり、デジタルマネーそれ自体が**現金**になるのは、何らかの表示単位を有する場合に限られる。この観点から、会計マネー・ツリーの第1の要素（独自の表示単位の有無）は重要である⁴⁸。第2の要素（社会における通貨の機能）は、第1の要素と合わせて、**現金**として扱われる必要

47 マネー・ツリーの第1～3の要素（①種類、②価値、③保証）に、会計的な視点から新たに3要素（①独自の表示単位の有無、②社会における通貨の機能、③（請求権の場合において）「金銭を受け取る権利か、財・サービスを受け取る権利か」）を追加した6要素。

48 法定通貨建てのデジタルマネーそれ自体が**現金**となるのは、法定通貨の中央銀行による独占的な発行を前提とすると、中央銀行が発行するデジタルマネーである。ただし、香港のように、法定紙幣発行令（Legal Tender Notes Issue Ordinance）によって民間銀行の発行する紙幣に法定支払手段たる地位が与えられているケースもある。デジタルマネーの場合でも、民間が発行するデジタルマネーに法定通貨としての地位を付与する設計は想定される。

図表4 会計マネー・ツリー



備考：シャドー部分は、マネー・ツリーにおける①～③の要素。

条件である。現在の社会において、通貨の機能を果たしているのは、法定通貨に限られる。ただし、独自の表示単位があるデジタルマネーの場合、理屈のうえにおいては、いかなるものでも「社会における通貨の機能を果たしている」のであれば、**現金**として、会計上の「現金」になりうる。この点、「社会において通貨の機能を果たしている」ことが、**現金**として、会計上の「現金」として扱われるための必要条件であるとの考え方は、現行の会計基準の背後にもあると思われる（3節（1））⁴⁹。3節でみたとおり、デジタルマネーの経済実態を会計的な視点から捉えるに当たっては、デジタルマネーそれ自体が**現金**として扱われうるかどうかを大別することが出発点になると考えられる。すなわち、**現金以外のデジタルマネー**⁵⁰は、**現金**を生み出す（キャッシュフローを創出する）資産とみることができることから、そのキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす要素に着目する必要がある一方、**現金**であるデジタルマネーは、キャッシュそのものである（3節（2））。このため、会計マネー・ツリーでは、2つの要素（①独自の表示単位の有無、②社会における通貨の機能）によって、**現金**として扱われうるかどうかに基づく分類から始めている⁵¹。

次に、3～6点目は、**現金以外のデジタルマネー**について、キャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす要素である。会計マネー・ツリーにおけるキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす要素として、マネー・ツリーの3要素（③種類、⑤価値、⑥保証）のほか、（請求権の場合において）「金銭を受け取る権利か、財・サービスを受け取る権利か」を加えている。金銭を受け取る権利は、キャッシュフローの流入が（蓋然性の高低はあるにせよ）約束されている。他方、財・サービスを受け取る権利は、それを売却できるときは、キャッシュフローが流入する一方、売却できないときは、（請求権を行使する相手方から）企業にとって価値のある経済的便益を受ける場合に限り、実態としてキャッシュフローが発生する。なお、「金銭を受け取る権利」は、会計基準における金融資産の定義⁵²に該当するも

49 「社会において通貨の機能を果たしていること」は**現金**として、会計上の「現金」として扱われるための必要条件であると考えられるが、十分条件ではない。公共政策上の目的などにより、あえて会計上の「現金」としない扱いも考えられる。例えば、EFRAG [2020] は、ステーブルコインなどの暗号資産を「現金」または「現金同等物」の分類に含める場合には、金融政策および金融システムの安定性上のインプリケーションも考慮すべき、と指摘している（ES24, Paragraph 3.62）。

50 **現金**（現金そのもの）ではなく、**現金**を生み出す（キャッシュフローを創出する）資産（脚注38を参照）。

51 同様の理由から、Adrian and Mancini-Griffoli [2019] のマネー・ツリーと異なり、会計マネー・ツリーでは、法定通貨以外が現金となる可能性を予め排除しない分類としている。具体的には、「請求権」か「オブジェクト」かにかかわらず、「独自の表示単位がある」「社会において通貨の機能を果たしている」デジタルマネーは**現金**になりうるもの（**現金*(?)**）として分類される。

52 IAS 第32号 11項は、概ね次のものを金融資産としている（下線は筆者）。

- (a) 現金
- (b) 他の企業の資本性金融商品
- (c) 他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る契約上の権利
- (d) 他の企業との間で、金融資産又は金融負債を特定の条件で交換する契約上の権利
- (e) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある特定の契約

図表5 会計マネー・ツリーに基づく分類と具体例

分類 ^(注1)	会計マネー・ツリーの要素の組合せ	具体例 ^(注2)
[A] [A*]	「政府保証のある」「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」	要求払預金 —
[B] [B*]	「民間」の「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」	決済事業者への預け金 単一通貨の現金同等物を裏付けとして発行されるステーブルコイン（法的に債権であるもの）
[C] [C*]	「法定通貨での払戻額が変動」の「請求権」	決済に利用可能な MMF 複数通貨の現金同等物を裏付けとして発行されるステーブルコイン（法的に債権であるもの）
[D] [D*]	「財・サービスを受け取る」「請求権」で、財・サービスとの交換比率が法定通貨を介して固定されているもの	現金による払戻しができないプライベート型決済手段 ポイント（表示単位の価値が法定通貨建てで固定されているもの）
[E] [E*]	「財・サービスを受け取る」「請求権」で、財・サービスとの交換比率が法定通貨を介して固定されていないもの	— ポイント（表示単位の価値が法定通貨建てで固定されていないもの） 決済に利用することができるユーティリティ・トークン
[F]	「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」	ビットコインのような暗号資産、ステーブルコイン（責任主体が存在しないもの等）
現金	「法定通貨建て」「オブジェクト」	中央銀行デジタル通貨（CBDC）
現金* (?)	「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしている」「オブジェクト」	—

備考：（注1）アスタリスク（*）の有無は、法定通貨と異なる「独自の表示単位」の有無を示す。

（注2）構想段階のものは、一定の前提を置いている。

のであり、会計の視点から明確に区別されている。

(2) 会計マネー・ツリーを用いたデジタルマネーの分類

会計マネー・ツリーを用いると、支払手段は13種類に分類され（図表4）、このうち、デジタルマネー（構想段階のものを含む）は10種類に分類される（図表5〈シャドウ部分〉）。以下では、さまざまなデジタルマネーが、会計マネー・ツリー上、いずれの分類に当たるかについて、暗号資産、暗号資産以外のデジタルマネーの順に、具体的にみていく。

図表 6 Bullmann, Klemm, and Pinna [2019] に基づくステーブルコインの分類

種類	価値安定化の方法	責任主体の有無
(1) トークン化された資金 (Tokenised funds)	現金等*を裏付けとして、分散台帳に電子的に記録された発行者に対する権利を表彰するものとして発行する。 *現金、電子マネー、商業銀行マネー、中央銀行当座預金。	あり (発行者または) (エージェント、) (カスタディアン)
(2) オフチェーン担保・ステーブルコイン (Off-chain collateralised stablecoins)	コモディティや不動産といった実物資産を裏付けとして発行する。	
(3) オンチェーン担保・ステーブルコイン (On-chain collateralised stablecoins)	暗号資産等を裏付けとして発行する。	なし (完全に分散型の場合)
(4) アルゴリズム・ステーブルコイン (Algorithmic stablecoins)	具体的な資産の裏付けはないが、①オンチェーンのリザーブ(手数料として徴求してきたもの)の使用、②将来の収入に対する権利の売却によって、価値の安定化を図るもの。	なし

備考：責任主体の有無の欄は、筆者が追加。

資料：Bullmann, Klemm, and Pinna [2019] をもとに作成。

イ. 暗号資産

ビットコインのような暗号資産は、「独自の表示単位がある」、「社会における通貨の機能を果たしていない」、「オブジェクト」であるため、会計マネー・ツリー上の【F】になる。

これに対し、ステーブルコインは、(法定通貨に対する)価値の安定化を企図して発行される暗号資産の総称として用いられており、さまざまなものがあるため、会計マネー・ツリー上の分類も分かれる。ステーブルコインには、具体的な裏付け資産がある場合もない場合もあるほか、価値の裏付けとされる資産は、法定通貨から実物資産、暗号資産までである。ステーブルコインの分類方法は色々あるが、例えば、Bullmann, Klemm, and Pinna [2019] は、主として価格の安定化を図るメカニズムに応じて、4種類に分類している^{53, 54} (図表 6)。

これらのステーブルコインは、「独自の表示単位がある」、「社会における通貨の機能を果たしていない」という点で共通しているが、「請求権」か「オブジェクト」かは、その種類によって異なる。すなわち、図表 6 の分類のうち、(3) および (4)

53 Regnard-Weinrabe, Vasu, and Al Nakib [2019] や Dell'Erba [2019] は、図表 6 における (1)・(2) を同じ種類とし、ステーブルコインを 3 種類に分類している。

54 なお、Bullmann, Klemm, and Pinna [2019] は、アルゴリズム・ステーブルコインは「執筆時点では理論的な可能性である部分が多い」(p. 26) としている。無担保のステーブルコインの価格安定化メカニズムを非現実的と指摘する声は多い(例えば、Eichengreen [2018])。

は、価値安定化を図る仕組みにおいて、発行主体などの責任主体が存在しないことから、ビットコインのような暗号資産と同様、「オブジェクト」(【F】)となる。

他方、(1) および (2) は、価値安定化を図る仕組みにおいて、発行主体など何らかの責任主体が存在するため、金銭の受取を対象とする「請求権」となる可能性がある。例えば、構想段階にある「リブラ (Libra、現ディエム (Diem)⁵⁵)」についてみると、リブラ協会は、①単一通貨建ての現金同等物などを裏付けとして発行される「単一通貨ステーブルコイン」および、②それらの単一通貨ステーブルコインを裏付けとして発行される「マルチ通貨ステーブルコイン」の2種類についてホワイト・ペーパーで言及している⁵⁶。本稿執筆時点において、リブラは構想段階であり、その法的位置付けは明らかになっておらず、リブラの運営を担うリブラ協会ないしリブラ・ネットワーク (以下、リブラ協会) がコインの償還 (法定通貨による払戻し) を約束しているかどうかについても判然としない。この点、リブラ協会がコインの償還を約束していると仮定すると、経済実態としては、単一の法定通貨の価値、または複数の通貨バスケットの法定通貨の価値を約束する債権であるといえるため、会計マネー・ツリー上、「独自の表示単位がある」「民間」の「法定通貨での払戻額が『固定』または『変動』」の「請求権」(【B*】または【C*】)になると考えられる⁵⁷。リブラ協会が利用者から受け入れた資金を見合いに運用する通貨バスケットの運用益がリブラ協会の利益とする設計となる場合、利用者にとっては、利息・分配金などの受入れがない代わりに、手数料がないか減額されるとみることができる。

ただし、何らかの責任主体が存在するステーブルコインであっても、償還請求に応える責任が当該主体にあるとは限らない。また、償還請求に応える責任を有すると考えられても、それが不明確であったり、それに応える意思や能力がないとみられたりすることもある⁵⁸。このような場合には、請求権が存在するようにみえて

.....
55 リブラ協会 (Libra Association) は 2020 年 12 月に、プロジェクトの名称を「Diem」に変更。本稿執筆時点 (2021 年 9 月) でリブラ協会が 2020 年 4 月に公表したホワイト・ペーパーのバージョン 2.0 のアップデートがないこともあり、本稿では「リブラ」、「リブラ協会」の名称を用いている。

56 リブラ協会が 2020 年 4 月に公表したホワイト・ペーパーのバージョン 2.0 では、当初計画していた複数通貨の現金同等物などを裏付けとするリブラコインに代えて、単一通貨ステーブルコイン及び (複数の単一通貨ステーブルコインを裏付けとする) マルチ通貨ステーブルコインを発行する構想が示された。このうち、単一通貨ステーブルコインについて、リブラ協会は「現金または現金同等物、および当該通貨建ての超短期の国債によって構成されるリザーブによって、完全に価値が裏付けられる」と説明している (<https://diem.com/en-us/white-paper/#cover-letter> (アクセス日: 2021 年 9 月 1 日))。

57 前述のとおり、金銭を受け取る権利は、現行の会計基準における金融資産に該当する。リブラ協会が構想しているコインは、金融資産の種類としては、「預金」、「債券」、「投資信託」のいずれとしても捉えることができる。

58 この点、Brainard [2020] は、「ステーブルコインといっても、その裏付け資産、“交換レート”、裏付け資産をもって償還する能力、そして、発行者の償還請求に応じる責任の度合いにおいて、大きく異なっている」(p. 10) と述べている。

も、「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」(【F】)と整理する方が経済実態を適切に表していると思われる。

ロ. 暗号資産以外のデジタルマネー

まず、法定通貨建てのデジタルマネーをみると、預金、決済事業者への預け金などは、会計マネー・ツリー上、「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」(【A】や【B】)に該当する⁵⁹。また、決済に利用可能なMMF⁶⁰は、「法定通貨での払戻額が変動」の「請求権」(【C】)となる。このほか、現金による払戻しができないプリペイド型決済手段は、「財やサービスを受け取る」「請求権」で、財・サービスとの交換比率が法定通貨を介して固定されているもの(【D】)となる⁶¹。

次に、独自の表示単位があるものをみると、いわゆるリワード・プログラムを通じて、企業が顧客に特典として与えるポイントは、会計マネー・ツリー上、「独自の表示単位がある」、当該企業やその提携先の「財やサービスを受け取る」「請求権」といえる。これらはさらに、「1ポイント=1円」などといったかたちで、財・サービスとの交換比率が法定通貨を介して固定されているもの(【D*】)と、固定されていないもの(【E*】)に分かれる。

このほか、イニシャル・コイン・オファリング⁶²(Initial Coin Offering: ICO)を通じて発行されるトークンの中には、①決済手段および送金手段として利用されることを想定したトークンや②トークン発行者(およびその指定する者)の提供する商品やサービスの対価としてのみ利用可能だが、決済に利用されることを想定したトークンがあるとされている⁶³。発行者は存在するものの、何ら債務を負っていないトークンは、「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」(【F】)と整理できる一方、発行者が将来的に商品やサービスを提供する債務を負っているトークン(決済に利用可能なユーティリティ・トークン)は、「独自の表示単位がある」「財・サービスを受け取る」「請求権」で、財・サービスとの交換比率が法定通貨を介して固定されていないもの(【E*】)といえる。

59 会計マネー・ツリー上、【A】と【B】を区別する「政府保証の有無」をどの程度厳格に捉えるか次第で、【A】にも【B】にもなりうるものがあるが、ここでの分類は概念的なものにとどめる。

60 中国では、2013年に「支付宝」で決済に利用可能な「余额宝」が登場した。

61 わが国において、プリペイド・カードやいわゆる電子マネーなどの前払式支払手段は、払戻しが原則として禁止されているほか、利用者間での送金もできない。

62 ICOの明確な定義はないが、金融庁は「一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称」(金融庁「事務ガイドライン」第三分冊：金融会社関係、56頁)としている。

63 長瀬 [2018] 262～263頁。

(3) 会計マネー・ツリーを用いたデジタルマネーの考察

会計マネー・ツリー上の分類（デジタルマネーの経済実態）の観点から、次のRQ2 および RQ3 について考察する。

RQ2：暗号資産などのデジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いについて、経済実態の観点から、固有の難しさはあるか。

RQ3：暗号資産などのデジタルマネーが現行の会計基準に投げかける課題はあるか。

イ. デジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いに関する固有の難しさ

(イ) 暗号資産

会計マネー・ツリーは、独自の表示単位の有無の別に、「法定通貨建て」を頂点とするツリーと、「独自の表示単位がある」を頂点とするツリーが、概ね相似形になっているものの、両者間に違いもある。「独自の表示単位がある」（図表4・右側）を頂点とするツリーには、第1に、現時点で登場する可能性は不透明とはいえ、概念的には、「社会における通貨の機能を果たすもの」が現金それ自体として扱われる可能性（現金*^(?)）は排除されない（3節（1））。第2に、「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」（**[F]**）が存在する。この2点目こそ、ビットコインのような暗号資産などの特別性（2節）にほかならない。ビットコインのような暗号資産やステーブルコインの一部（**[F]**）について、会計マネー・ツリー上、「法定通貨建て」を頂点とするツリーにペアとなるものが示されていないことは、これに対応する（経済実態が同じ）法定通貨建ての支払手段が存在しないことを意味する。すなわち、会計マネー・ツリーを通して明らかとなったビットコインのような暗号資産など（**[F]**）の特別性からも、これらの資産について、現行のIFRSの当てはめが適切でない可能性が示唆される。もっとも、ビットコインのような暗号資産などについても、キャッシュフローの態様の観点からは、コモディティなどと同様に、「基本的には、売却によってのみ、キャッシュフローが流入する」という単純なものである⁶⁴。

他方、概ね相似形になっているツリーの対応するペア⁶⁵は、会計マネー・ツリーでみたキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす4要素（第3～6の要素であ

64 ビットコインのような暗号資産には、貸出によって賃貸料を得ることが可能なものがあるが、この点も商品などと同様である。

65 ツリー上、対応関係にあるペアを同一のアルファベットとし、独自の表示単位がある方にアスタリスク（*）を付している。

る「種類」、「金銭の受取か、財・サービスの受取か」、「価値」、「保証」)がすべて同じである。対応するペアは、会計マネー・ツリーでみたキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす要素が共通であることから、「実質優先」の原則のもと、両者については、基本的には同様の会計処理が考えられる。このため、暗号資産のうち、【B*】、【C*】に分類されるステーブルコインについては、対応するペア（【B】、【C】）と同様に、金融資産の取扱いが適当と考えられる。

(ロ) 暗号資産以外のデジタルマネー

次に、暗号資産以外のデジタルマネーについてみると、【D*】に分類されるポイント（1ポイント＝1円などといったかたちで、財・サービスとの交換比率が法定通貨を介して固定されているもの）の場合、リワード・プログラムの制度設計に大きな影響を受ける点を考慮する必要があるが⁶⁶、基本的には、会計マネー・ツリー上、ペアとなる【D】（現金による払戻しができないプリペイド型決済手段）と同様に考えることができる。また、決済に利用可能なユーティリティ・トークン（【E*】）には、会計マネー・ツリーでみたキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす要素が共通となる【E】に該当する支払手段はないものの、【E】には、例えば、各種メンバーシップの権利などがある。支払手段になりうる【E*】は、広範に使われているものであれば、流動性の高さを考慮する必要はあるが、基本的な会計上の取扱いは【E】と変わらないと考えられる。

このように、RQ2（暗号資産などのデジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いについて、経済実態の観点から、固有の難しさはあるか）については、会計的な視点からキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす4要素からみると、固有の難しさはないと考えられる^{67,68}。

66 例えば、ポイントには、使用期限が設けられていることがあるほか、ポイントを使用する最小単位に定めがある場合がある。また、ポイントの単位の価値が法定通貨を媒介として固定されていたとしても、リワード・プログラムの運営者がこれを変更する可能性もある。

67 ビットコインのような暗号資産には、マイニングや分裂といった事象もあるが、前者は鉱石や石油の採掘などと同様に、後者は、家畜の出産などと同様に考えることができるため、経済実態としては、暗号資産に固有の事象とは言い難いと思われる。また、ハイブリッド・トークンのように、複数の経済的特徴を併せ持つデジタルマネーには、その保有に係る会計上の課題が生じる可能性があるが（EFRAG [2020]）、不動産が資本増価目的、販売目的、自社利用という複数の経済的特徴を持つように、複数の経済的特徴を持つこと自体に新しさはない。

68 このことは、暗号資産の保有に係る会計上の取扱いに関する論点がないことを意味しない。例えば、EFRAG [2020] は、暗号資産の保有に関して、現行のIFRSの要求事項に明確化ないし改善が必要と考えられている事項を特定しているが、これらの一部は、IFRSに限らず、会計基準に共通する課題である。また、池田 [2020] が指摘するように、暗号資産について、①決算時における評価替えの有無、②マイニング、③分岐（分裂）の際の会計処理にはさまざまな議論がある。このうち、本稿では決算時における評価替えの有無について、経済実態と保有目的を踏まえたアプローチからの検討を試みている（5節）。

ロ. デジタルマネーが現行の会計基準に投げかける課題

同時に、現金として扱われうるかどうかを識別する2要素（第1～2の要素である「独自の表示単位の有無」、「社会における通貨の機能」）からみると、現行の会計基準における外貨の取扱いの適切性などについて、新たな課題が示唆される。そもそも、企業にとっての外貨は、一部の取引が認識され、測定される基礎となっており、すべての取引が認識され、測定される基礎となっていない。また、企業は、特定の取引に伴い外貨の受払があるとしても、必ずしも当該通貨の将来の価値を信頼しているとは限らず、自国の法定通貨に即時換金を行っている（外貨は、企業にとって「価値の保蔵」機能を果たしていない）かもしれない。

このようにみても、デジタルマネーが社会における通貨の機能を果たすには至らず、企業にとって一部の取引がデジタルマネーの表示単位を基礎として認識され、「交換の媒介」として機能するのみであっても、当該デジタルマネーの実態は外貨に近づく。言い換えると、法定通貨と異なる表示単位を用いるデジタルマネーが広範に使われると、企業にとって、デジタルマネーと外貨との境界が曖昧化する。もちろん、外貨は、ある法域において法定通貨であって現金である一方、広範に利用されるデジタルマネーは現金でないという決定的な違いはある。

もっとも、外貨にせよ、デジタルマネーにせよ、報告企業にとって同じようなものだとすれば、整合性を確保する観点から、RQ3（暗号資産などのデジタルマネーが現行の会計基準に投げかける課題はあるか）に関し、①（広範に用いられることになった）デジタルマネーを外貨のように会計上扱うべきではないか、といった方向と、②そもそも現行の会計基準における外貨の扱いが適切なのか、といった方向の双方の問題意識を惹起するのではないと思われる。

以下では、これらの点を具体的に検討する。

（イ） 現行の会計基準が定める「現金」、「現金同等物」の範囲

現行の会計基準における「現金」および「現金同等物」の範囲は、一般に、次のとおり定められている（以下、会計上の現金同等物を指す場合は、「現金同等物」と鉤括弧を付けて表記する）⁶⁹。

69 主要な会計基準の間でこの点における大きな差はないIFRS、日本基準、米国基準における「現金」、「現金同等物」の定義は下表のとおり。

▽主要な会計基準における「現金」、「現金同等物」の定義

「現金」 … 手許現金および要求払預金
 「現金同等物」 … ①容易に換金可能であること、②価値の変動について僅
 少なりリスクしか負わないことの2つの要件を満たす短期
 投資

手許現金との関係からみると、一定の金額の手許現金と確実に交換可能である要
 求払預金は「現金」に含まれ、容易に換金可能かつ僅少なりリスクしか負わない短期
 投資が「現金同等物」に含まれる。また、外貨建ての手許現金と要求払預金は「現
 金」に含まれ、外貨建ての現金同等物は「現金同等物」に含まれる^{70,71}。

会計マネー・ツリー上の分類でみると、【A】・【A*】は、現行の会計基準が定め
 る「現金」に、【B】・【B*】のうち、キャッシュフローの蓋然性がほぼ確実なものは
 「現金同等物」に概ね相当する⁷²（図表7）。

これに対して、会計マネー・ツリーの【C】・【C*】は「現金同等物」に相当しえ
 ない。もっとも、法定通貨の存在を前提としているデジタルマネーには、（それ自
 体が社会における通貨の機能を果たしていなくても）それが生み出すキャッシュフ

	IFRS (IAS 第7号「キャッ シュ・フロー計算書」 6項)	日本基準 (連結キャッシュ・フ ロー計算書等の作成基準 一・1、一・2)	米国基準 (230-10-20)
現金	手許現金及び要求払預金	手許現金及び要求払預金	手許現金及び要求払預金
現金 同 等 物	短期の流動性の高い投資 のうち、容易に一定の金 額に換金可能であり、か つ、価値の変動について 僅少なりリスクしか負わ ないもの	容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動につ いて僅少なりリスクしか負 わない短期投資	短期の流動性の高い投資の うち、容易に一定の金額に換 金可能であり、かつ、満期日 に近いことから、金利の変動 に伴う価値の変動について僅 少なりリスクしか負わないもの

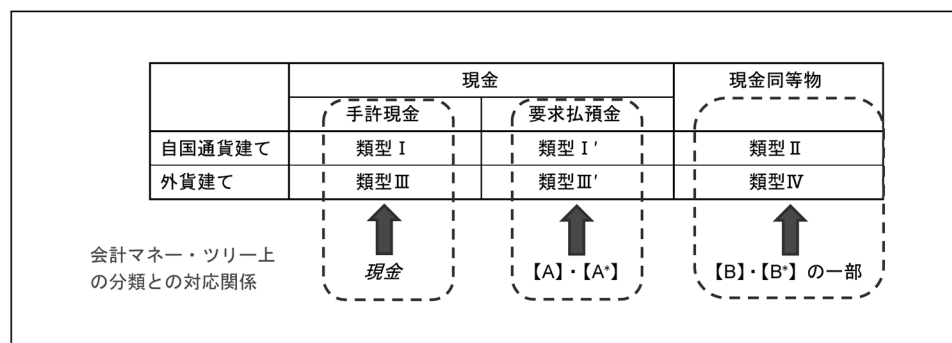
70 IAS 第7号 25～28 項では、外貨建てのキャッシュフローについて規定しているとおり、「現金」、
 「現金同等物」にはそれぞれ外貨建て「現金」、外貨建て「現金同等物」が含まれる。この扱いは、
 日米の会計基準も同様である。

71 ここでは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨（IFRS における機能通貨）を本国通貨と
 し、表示通貨と同じであることを想定して議論している。

72 「現金同等物」の1点目の要件（容易に〈一定の金額に〉換金可能であること）は、「『一定の』金
 額」が予めわかっていること（＝マネー・ツリーの表現を用いると「固定」であること）が前提に
 あると考えられる。例えば、IFRS の「現金同等物」の定義における要件について、IFRIC が次のよ
 うに述べている（下線は筆者）。

「…IAS 第7号 6 項に示されている現金同等物の定義における決定的な要件は、現金同等物が「容
 易に一定の金額に換金可能であること」と「価値の変動について僅少なりリスクしか負わないこと」
 である。IFRIC は第1の要件は、受け取る現金の金額が当初の投資の時点で判明してなければな
 らないことに留意した。」(IFRIC[®] Update, 2009年7月、アジェンダ決定、現金同等物の判定)

図表 7 現行の会計基準が定める「現金」および「現金同等物」の類型

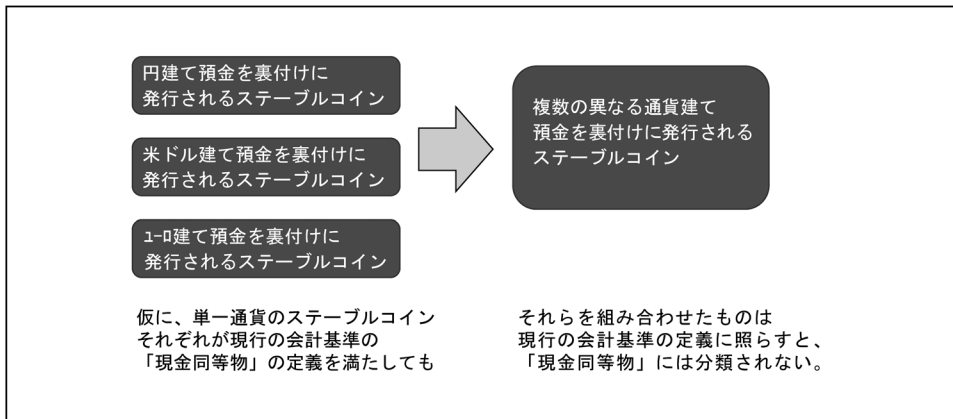


ローの観点等からみて、現行の会計基準が定める「現金」や「現金同等物」に性質が非常に近いものが存在しうる。本節(2)イ. で言及したリブラ構想におけるマルチ通貨ステーブルコインなどは、前述のとおり、その法的位置付けをはじめ明らかになっていないことも多く、当該コインが債権なのかも、はっきりしていない。ただ、ここで注目したいのは、単一通貨建ての債権であれば「現金同等物」となりうるものが、複数組み合わせると、「現金同等物」になりえないことである。例えば、単一通貨コインの場合、キャッシュフローの観点からみて、預金と同じであれば、「現金同等物」の定義を満たす可能性がある。他方、マルチ通貨ステーブルコインの場合、複数の「現金同等物」を組み合わせたと同じであって、かつ、それ自体を支払手段として用いることが可能であったとしても、「容易に(一定の金額に)換金可能であること」の、「『一定の』金額」が予めわかっていること(=会計マネー・ツリーの表現を用いると「固定」であること)の要件を満たさないことから、「現金同等物」に分類されないこととなる(図表8)。

さらに、仮に、複数の異なる通貨に跨る法定通貨や中央銀行デジタル通貨を裏付けとしたデジタルマネーが登場すると、その実態は外貨に近づく⁷³。将来的に、このような複数の「現金」ないし「現金同等物」を組み合わせたと同じデジタルマネーが登場し、企業による取引の一部に用いられるとすれば、外貨との主な違いは、法定通貨として位置付けのみになる。このようなときに、会計上、両者を異なる分類とすることの適否が論点となるように思われる。両者の整合性を保つかたちで検討する場合、前述した①デジタルマネーを外貨のように会計上扱うべきではないか、または、②そもそも現行の会計基準における外貨の扱いが適切なのかといった問題意識

73 Carney [2019] は、複数の法定通貨(通貨バスケット)を裏付けとする「合成覇権通貨(Synthetic Hegemonic Currency: SHC)」を公的セクターが発行すべきか、という論点を提示している。また、仮に、SHCが民間により発行され、払い込まれた複数の法定通貨の全額相当額について、それぞれ複数の中央銀行への預託が義務付けられることがあれば、オペレーションリスクなどは残るが、信用リスク面では、公的セクターが発行するものと同様となるとみられる。

図表 8 複数の異なる通貨建て「現金同等物」の組合せ ≠ 「現金同等物」



に沿って、以下の両方の方向性がありうる。

- ① 複数通貨に跨る「現金」・「現金同等物」を裏付けに発行されるデジタルマネーを、外貨や外貨建て預金等と同様に、「現金」や「現金同等物」に分類する扱い
- ② 外貨や外貨建て預金等を「現金」、「現金同等物」に分類することを見直す扱い⁷⁴

(ロ) 現行の会計基準における外貨換算と測定との関係

現行の会計基準において、外貨建て取引は自国通貨（IFRSにおける機能通貨）に「換算」することが求められる。IFRSでは、非貨幣性項目では、測定基礎によって異なる換算レートが適用される一方、貨幣性項目では、例外なく決算日レートが用いられる（図表9）。この扱いのもとでは、測定基礎が取得原価である場合、貨幣性項目か非貨幣性項目かの違いによって、財務諸表に認識される金額が異なることとなる。例えば、償却原価を測定基礎とする債券には、外貨建ての測定値に決算日レートが適用される一方、棚卸資産には、取引日レートが適用される。

単一の通貨建てで表示する財務諸表を作成する以上、換算が必要であることは明らかだが、どのように換算レートを決定することが適当かは自明ではない。現金や

74 現行の会計基準における「現金」・「現金同等物」の定義は、前述のとおりとなっているが、外貨建ての「現金」・「現金同等物」（〔図表7〕類型Ⅲ・ⅢⅠ・Ⅳ）は、自国通貨建ての「現金（要求払預金）」、「現金同等物」（〔図表7〕類型Ⅰ・Ⅱ）とは性格が大きく異なる。外貨と自国通貨との交換レートは大きく変動しうるほか、当該外貨の種類やタイミング次第では、自国通貨（図表7 類型Ⅰ）との交換すら容易ではない可能性がある。すなわち、外貨は、自国通貨を起点に考えると、価値の変動について僅少とはいえないリスクを負っており、一定の金額に換金可能でもないにもかかわらず、会計上、「現金」に分類されている。

図表 9 外貨建て取引の期末における機能通貨への換算 (IFRS)

項目		換算レート
外貨建て貨幣性項目		決算日レート
外貨建て非貨幣性項目	取得原価で測定されている場合	取引日レート
	公正価値で測定されている場合	公正価値が決定された日の為替レート

資料：IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」23 項

公正価値で測定される有価証券などについては、決算日レートを用いて換算することには古くから一定のコンセンサスがあるものの⁷⁵、すべての貨幣性項目について、例外なく決算日レートを適用することについては異論もある⁷⁶。将来的に、法定通貨と異なる独自の表示単位があるデジタルマネーが広範に用いられると、このように、「貨幣性項目か非貨幣性項目か⁷⁷」を基準として換算レートを決定することの妥当性が議論の俎上に載りうる。すなわち、外貨建て貨幣性項目については、一律に決算日レートが適用されるため、償却原価を測定基礎とする外貨建て債券の場合、「外貨建ての償却原価×決算日レート」が財務諸表に認識される金額となる(図表 10 左下)。これに対して、独自の表示単位がある、取得原価を測定基礎とするデジタルマネーの場合⁷⁸、法定通貨と異なる独自の表示単位を持つデジタルマネーは外貨(外国における法定通貨)ではないことから、外貨換算の枠組みで考えると、取引日レートを用いて換算されている(デジタルマネーの表示単位建ての取得原価×取引日レート〈図表 10 右下〉)。例えば、為替レートの固定ペッグ制を採用している国・地域の預金と、単一通貨の法定通貨を裏付けとして発行されるステーブルコインを比較すると、固定ペッグ制が維持されず、為替(交換)レートが変動した場合、前者は為替レートの変動が財務諸表に認識される一方、後者は(公正価値で測定されていない場合)、交換レートの変動は、減損の対象にはなるものの、即座

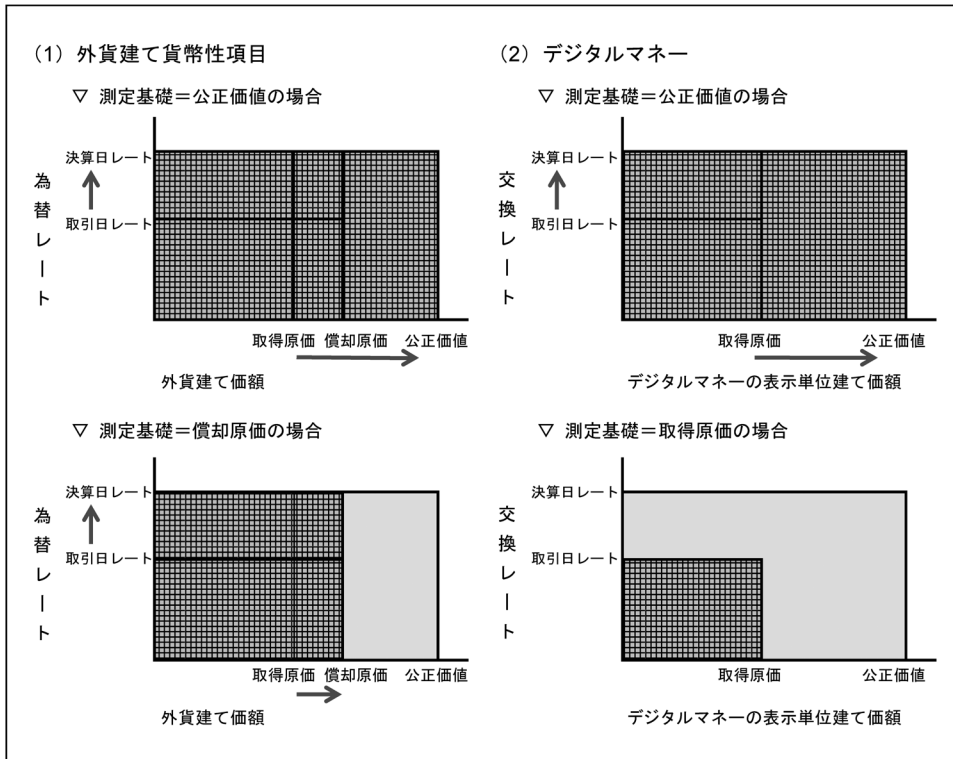
75 実際、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) による初めての外貨換算基準である財務会計基準書 (SFAS) 第 8 号が開発された 1975 年当時においても、現金、売掛金、買掛金、時価ないし将来価格 (current price/future price) で測定された資産・負債について決算日レートを用いて換算することに一般的な合意があった (FASB [1975] p. 23)。

76 韓国会計基準審議会 (Korean Accounting Standards Board: KASB) は 2011 年、IAS 第 21 号で要求されている外貨換算に関する概念的な基礎が明確にされていないことなどを指摘したうえで、金融危機など稀な状況 (rare circumstances) においては、①外為市場の厚みの低下、②例外的かつ一時的な外部ショックに起因する大幅な為替レートの変動といった限定的な条件のもと、長期の貨幣性項目について、決算日レート以外の代替的な換算レートも許容することを検討すべきと IASB に提案している (KASB [2011a, b])。

77 IAS 第 21 号 16 項は、貨幣性項目・非貨幣性項目について、次のように述べている (下線は筆者)。「貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利 (又は引き渡す義務) である。(…) 逆に、非貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利 (又は引き渡す義務) が存在しないことである。(以下略)」

78 5 節でみるとおり、取得原価を測定基礎とすることが適当であると考えられるデジタルマネーは存在する。

図表 10 外貨建て貨幣性項目とデジタルマネーの評価額



備考：格子柄の面積が財務諸表に認識される金額に相当する。

には財務諸表に認識されない⁷⁹。将来的に、法定通貨と異なる表示単位を用いるデジタルマネーが広範に使われると、表示単位が法定通貨か否かのみによって、財務諸表に認識される金額が異なることに疑問が投げかけられる結果、外貨換算と測定との概念的な関係を再検討する必要性が生じるように思われる。その方向性は、前述した①デジタルマネーを外貨のように会計上扱うべきではないか、または、②そもそも現行の会計基準における外貨の扱いが適切なのかといった問題意識に沿って、以下がありうる。

- ① 独自の表示単位があるデジタルマネーを外貨のように換算する扱い
- ② 換算レートの決定方法など、現行の外貨換算基準を見直す扱い

79 公正価値で測定されている場合には、決算日レートにより財務諸表に認識されるため、両者の間で違いはない（図表 10 左上および右上）。

5. 暗号資産の保有に係る会計上の取扱い

本節では、次の RQ4 を考えるために、まず、必ずしも現行の会計基準を前提とせず、暗号資産の保有に係る会計上の取扱いを検討する。それとの比較を通じて、現行の IFRS に基づく暗号資産の取扱いを吟味する。

RQ4：現行の IFRS に基づく暗号資産の保有に係る取扱いは、経済実態と保有目的を踏まえたものとなっているのか。

(1) 保有目的と測定基礎の選択との関係

会計上、測定基礎の選択に当たっては、①企業のビジネスモデルにおける資産の保有目的および②活発な市場における市場価格の有無を踏まえて決定されるべきと考えられている⁸⁰。測定基礎を決定するうえで、ビジネスモデルにおける保有目的——特に、直接的にキャッシュフローを生む資産として保有するのか、間接的にキャッシュフローを生む資産として保有するのかの区別——を考慮することの重要性は、従来から ASBJ が強調してきた^{81, 82}。

個別にみると、金融資産については、IASB が企業のビジネスモデルにかかわらず、公正価値の適用を志向する傾向が強いなど、会計基準設定主体によって見解が異なる面はある。いわゆる持合株式などリレーン強化のために保有する株式などについて、事業の目的に拘束される投資とみるか否かは見方が分かれがちであ

80 これらは、「投資の性格」ともいわれている。

81 ASBJ の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」は、次のように述べている。

「…特に事業投資については、事業リスクに拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるときに、投資のリスクから解放されると考えられる。(中略) これに対して、事業の目的に拘束されず、保有資産の値上りを期待した金融投資に生じる価値の変動は、そのまま期待に見合う事実として、リスクから解放された投資の成果に該当する。」(企業会計基準委員会 [2006] 第 4 章 57 項)

82 秋葉 [2019] は、ASBJ の討議資料「概念フレームワーク」や企業会計基準等という「事業投資」の意味は、IASB の 2018 年概念フレームワークでも、次のとおり記述されていることを指摘している。

- ・間接的にキャッシュフローを生み出すいくつかの経済的資源の使用を伴う有形固定資産や棚卸資産は、歴史的原価で測定することにより、当該期間中に達成されたマージンを導出するレリバントな情報を提供するとしている (6.24~6.31 項、6.55 項)。
- ・資産や負債が将来キャッシュフローに寄与する方法は、事業活動の性質に応じて変わることもあり、たとえば、同じ資産であっても、棚卸資産として販売したり、他にリースしたり、事業に使用することができ、同様にキャッシュフローに貢献する資産・負債を異なるように測定することは、比較可能性を低下させることがあるとしている (BC6.39 項)。

図表 11 市場価格の有無と保有目的との対応

		ビジネスモデルにおける保有目的	
		直接的にキャッシュフローを生む資産として保有	間接的にキャッシュフローを生む資産 ^(注1) として保有
市場価格の有無	活発な市場における市場価格がある	金融資産（売買目的） 不動産（資本増価目的） コモディティ（投資目的） リレーション強化のために保有する株式	不動産（販売目的、自社利用） コモディティ（販売目的、原材料）
	売買はありうるが、活発な市場はない（市場価格なし）	—— ^(注2)	典型的な有形固定資産 典型的な棚卸資産（製品、商品、仕掛品など） 典型的な無形資産、非上場株式

備考：（注1）一般的に、企業の保有する他の資産や人材・ネットワークとの組合せによりキャッシュフローを生むことが想定されている資産。

（注2）市場価格のない資産を売買目的として企業が保有することは通常、考え難いが、何らかの要因により、流動性が低下し、活発な市場がなくなることはありうる。

る⁸³。もっとも、ビジネスモデルが測定において一定の役割を果たすことについては、IASB を含む会計基準設定主体の間で見解の相違はないと考えられる⁸⁴。基本的な考え方としては、ビジネスモデルにおける保有目的（①）および市場価格の有無⁸⁵（②）の両者の対応関係のもとで、次のような測定基礎が適当であると整理できる（図表 11）。

- 市場価格がある資産が、将来市場で売却される見込みで保有される場合には、公正価値を用いる（図表 11 左上）。
- 市場価格がない資産が、営業・事業活動において使用される見込みで保有される場合には、取得原価を用いる（同右下）。
- 市場価格がある資産が、営業・事業活動において使用される見込みで保有される場合には、取得原価を用いる（同右上）。

83 Penman [2011] p. 170 は、2000 年頃の米国 IT 企業による多額の投資（IT 企業への投資）について、その大部分がトレーディングとしてではなく、事業上の戦略（技術の取得・開発・マーケティング）の一部として行っていたとしたうえで、IT バブル崩壊後の損失によってそれまで計上された資産価値が消滅したことを指摘し、ファンダメンタルズを重視する投資家の立場から、このような投資に対する公正価値会計を批判している。

84 例えば、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融資産の分類・測定では、ビジネスモデルを 1 つの要件としている。これは、ビジネスモデルが、契約上のキャッシュフローの予測の質、すなわち可能性の高い実際のキャッシュフローに関する情報に影響すると IASB が考えているためである（IFRS 第 9 号 BC4.15）。

85 ここで「市場価格がある」とは、活発な市場における同一の資産に関する相場価格（すなわち、レベル 1 のインプット）があることを指す。

(2) 暗号資産の保有目的

将来的な可能性として、企業は暗号資産をどのような目的で保有することがあるだろうか。少なくとも以下の3点が保有目的となりうる⁸⁶。

① 決済目的

第1に、事業活動における支払に充てるための決済目的の保有がある。具体的なインセンティブとしては、次のような場合が考えられる。

- 送金手数料、利便性、匿名性などの観点から魅力がある場合
- 特定のデジタル・プラットフォームにおける決済において、暗号資産の利用が求められる、または、利用に伴う値引きがある場合
- 従業員が暗号資産による給与支払を求める場合⁸⁷
- 暗号資産の利用により、後続事務のスマート・コントラクト化が可能となる場合

② 取引・リレーション目的

第2に、取引・リレーション目的の保有がある。例えば、特定のデジタル・プラットフォームを利用する条件（いわばメンバーシップの条件）として一定額の暗号資産の保有が求められるケースや企業慣行としての保有が期待される場合が考えられる⁸⁸。

③ 売買目的

第3に、売買目的の保有がある。昨今、ビットコインのような暗号資産は新たなアセットクラスの地位を獲得したのかどうかとの議論が、盛んに行われている⁸⁹。一時的なブームに過ぎないとの見方も根強く、現時点では何ともいえないが、暗号資産を売買目的で保有する企業が増える可能性はある。

86 このほか、現実には、脱税などに用いられることも考えられるが、本稿では、関係当局による査察などにより、こうした目的の保有は長続きしないとの立場を取っている。

87 わが国では、労働法制の中で給与の支払は、現金（原則）または銀行口座への振込（例外）に限られており、その他の方法で支払うことは認められていない。なお、政府は現在、資金移動業者が発行するアカウントへの振込の適否を検討している。

88 従来から、特定のサービスを受ける条件として、自社株式の購入が義務付けられることはある。また、わが国における固定電話の通話サービスの利用に当たっては、加入権の取得が求められている。加入権自体を支払手段に用いることはできないが、市場価格が存在し、転々流通性がある。

89 例えば、Goldman Sachs Global Macro Research [2021] を参照。また、Panigirtzoglou *et al.* [2021] は、2020年11月末以降におけるビットコインの時価総額の増加の背景について、機関投資家のフローは当該期間における増加額の1.5%強程度に過ぎないと推計したうえで、投機的な投資家がリアルマネー投資家による投資需要の高まりを先取りした可能性を指摘している。

図表 12 暗号資産の会計マネー・ツリー上の分類と保有目的の 8 つの組合せ

保有目的 会計マネー・ツリー上の分類	決済目的	取引・リレーション目的	売買目的
「民間」の「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」【B*】	①	④	——(注)
「法定通貨での払戻額が変動」の「請求権」【C*】	②	⑤	⑦
「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」【F】	③	⑥	⑧

備考：(注)「民間」の「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」【B*】は、価格変動が限定的であるため、売買目的での保有は考え難い。

(3) 暗号資産の会計マネー・ツリー上の分類と保有目的を踏まえた会計上の取扱い

最後に、暗号資産の保有について、3・4 節で考察した会計マネー・ツリー上の分類【B*】、【C*】、【F】のいずれかと、ビジネスモデルにおける保有目的の組合せごとに（図表 12）、会計上の取扱いを検討する。この際、【B*】および【C*】については、会計マネー・ツリーでみたキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす 4 要素が共通である【B】および【C】の会計上の取扱いも参照しつつ議論する。

イ. 決済目的

まず、「民間」の「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」【B*】を決済目的で保有するとき（図表 12 ①）には、「いつでも請求権を行使する相手方から予めわかっている一定金額の金銭を受け取れること」ないし「いつでも予めわかっている一定金額の支払手段として利用できること」が想定される。さらに、決済目的であることを考えると、義務を履行する主体から得られるキャッシュフローの蓋然性はほぼ確実と考えられる（リスクが僅少でないと安心して決済に用いることができない）。「蓋然性がほぼ確実である」「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」は、現行の会計基準における「現金同等物」の定義と概ね合致する。「理論価格 ≠ 取得原価」ではあるものの⁹⁰、「出口価値 = 取得原価」が見込まれるため、「取得原価 ≡ 理論価格」であり、会計マネー・ツリー上のペア【B】に当たる決済事業者への預け金などと同様、取得原価を測定基礎とすることが適当と考えられる（信用リスクが高まった際などには、簿価を切り下げ）。

90 「政府保証のある」「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」【A*】でない以上、信用リスクがある。

次に、「法定通貨での払戻額が変動」の「請求権」(【C*】)の決済目的の保有(図表12②)は、価値の払戻し(あるいは支払への利用)がいつでもできることから、基本的には、公正価値により評価差額を純損益とすること(FVTPL⁹¹)が適当と考えられる。現実の支払に用いるに当たっては、取引が「法定通貨建て」の場合と「暗号資産の表示単位建て」の場合の2通りがある。前者であれば、あくまで法定通貨建てでみた価値を支払に充てているに過ぎず、会計マネー・ツリー上のペア(【C】)に当たる決済に利用可能なMMFと同様、公正価値を測定基礎とすることが適当であると考えられる。他方、後者の場合、期末時点で、特定の財・サービスの購入に用いることが確実である場合には、企業にとって当該暗号資産の法定通貨建てでみた価値の増減は意味を持たないことから、当該部分について、公正価値の測定を求めないとの判断やヘッジ会計の適用もありうる⁹²。

「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」(【F】)(図表12③)の場合はどうか。【F】は、売却によってのみキャッシュフローが流入する。決済目的であることを考えると、一般に、広範に使われている(流動性が高い)暗号資産であると考えられる(広範に使われていないと安心して決済に用いることができない)。このため、公正価値(=出口価値)で評価することが基本と考えられる⁹³。企業が広範に使われていない暗号資産を決済目的で保有する可能性もあるが⁹⁴、企業があえてそのような暗号資産を用いて決済するのであれば、その保有には事業活動における制約があると考えられ、実質的には、次の取引・リレーション目的(図表12⑥)であるといえる。

ロ. 取引・リレーション目的

取引・リレーション目的での保有(図表12④~⑥)のときは、本節(1)の考え方に基づけば、いずれも取得原価で評価することになると考えられる。もちろん、

91 評価差損益を損益に認識する公正価値(fair value through profit or loss)での評価を指す。公正価値を測定基礎とした場合は、原則としてFVTPLをいう。

92 秋葉[2018]228~229頁は、次の点を指摘している。

- ・わが国の会計基準では、外貨により授受された前渡金は、将来、財・サービスの提供を受ける費用性資産であるため、金銭授受時の為替相場により円換算する。このため、暗号資産でも、財・サービスの提供先への支払であれば同種の処理を行うことが考えられる。
- ・わが国の会計基準では、予定取引の為替変動リスクをヘッジする目的の外貨建金銭債権債務について、ヘッジ会計の適用が認められている。このため、ヘッジ会計の要件を満たす場合には、予定取引のヘッジ手段として、暗号資産を期末日の相場により換算しても、その差額を繰延ヘッジ損益として繰り延べることができるはず。

93 期末時点において、一定額の暗号資産を、特定の財・サービスの購入に用いることが確実である場合などにおいて、公正価値の測定を求めないとの判断やヘッジ会計の適用がありうる点は、「法定通貨での払戻額が変動」の「請求権」(【C*】)と同じである。

94 例えば、特定のデジタル・プラットフォームにおける決済において、暗号資産の利用が求められる場合など(37頁を参照)。

事業投資に当たるかどうかの判断を要するが⁹⁵、これは暗号資産に特有の難しさではない。

このうち、【C*】（図表 12 ⑤）および【F】（図表 12 ⑥）について、公正価値の変動にレリバンスはないものの、公正価値自体にレリバンスがあるとみられる場合には、会計マネー・ツリー上のペア（【C】）に当たる資本性金融商品のように、公正価値を貸借対照表価額としたうえで、評価差額をその他の包括利益（OCI）で認識すること（FVOCI⁹⁶）も選択肢（OCI オプション）として考えられる⁹⁷。

ハ. 売買目的

売買目的での保有（図表 12 ⑦、⑧）のときは、本節（1）の考え方に基づけば、「請求権」でも「オブジェクト」でも公正価値で評価することとなる。企業が売買目的で保有する以上、基本的には、活発な市場における市場価格が存在すると考えられる。ただし、何らかの要因により、流動性が低下し、活発な市場がなくなった場合における測定基礎の考え方は、「請求権」と「オブジェクト」で異なりうる。すなわち、「請求権」の場合、金融商品の理論価格のように、公正価値で評価することが選択肢となる一方、「オブジェクト」である暗号資産の場合、取得原価で評価せざるをえない可能性が高い^{98,99}。

95 ASBJ の討議資料「概念フレームワーク」の考え方では、「事業リスクや事業の目的に拘束されているか否か」が判断の基準となる（企業会計基準委員会 [2006]）。

96 評価差損益をその他の包括利益に認識する公正価値 (fair value through other comprehensive income)。

97 IFRS 第 9 号では、売買目的保有以外の資本性金融商品については、公正価値で評価しつつ、その変動を純損益ではなく、OCI に表示するという選択（取消不能が条件でリサイクリングは禁止）が認められているが、IASB はその背景を次のように説明している（下線は筆者）。

「IASB は、一部の資本性金融商品については、公正価値に関する情報が純損益にレリバンスがないと考えられる可能性 (may not be considered relevant to profit or loss) がある場合がある（金融商品が戦略目的で保有される場合など）ことを承知している。」（IFRS 第 9 号 BCE.67）

98 「オブジェクト」に分類される暗号資産についても、適切な測定技法を用いることは必ずしも排除されない（EFRAG [2020] Chapter 5）。もっとも、本稿は、ビットコインのような暗号資産については特に、2 節で議論したその性格に鑑みて、測定技法を適用することは難しいとの立場を取っている。

99 こうした相違は、金融商品と無形資産の会計上の取扱いの違いに似ている。IFRS では、資本性金融商品については、活発な市場における市場価格がなく、信頼性をもって公正価値を測定できない場合にも公正価値による測定を求めている（IFRS 第 9 号）。他方、無形資産については、活発な市場がない場合に公正価値を用いることを許容していない（IAS 第 38 号）。IFRS 第 9 号では、信頼性に欠けるときにも公正価値を要求する理由について、IASB は「適切な測定技法とインプットを使用するならば、情報が信頼性を有するための概念フレームワークの要件を満たす」としている（IFRS 第 9 号 BC5.17 項）。活発な市場がない場合に資本性金融商品の公正価値を求めることが適切かどうかはともかく、金融商品の場合、理論価格が比較的得やすいとの見方がこのような IASB の考え方につながっているとみられる。

図表 13 暗号資産の会計マネー・ツリー上の分類と保有目的を踏まえた測定基礎

保有目的 会計マネー・ツリー上の分類	決済目的	取引・リレーション目的	売買目的
「民間」の「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」【B*】	①・④ 取得原価		—
「法定通貨での払戻額が変動」の「請求権」【C*】	②・③ 公正価値 ^(注) (暗号資産の表示 単位建て取引の場合、公正価値会計 の測定を求めない 扱いもありうる)	⑤・⑥ 取得原価 (FVOCI も 選択肢)	⑦・⑧ 公正価値 ^(注)
「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」【F】			

備考：（注）「オブジェクト」の場合、活発な市場がなければ取得原価。

(4) 現行の IFRS に基づく取扱いとの比較

以上で検討した会計マネー・ツリー上の分類（経済実態）と保有目的を踏まえた取扱い（図表 13）に照らすと、補論 1・2 から整理される現行の IFRS に基づく暗号資産の取扱い（図表 14）は、どのように評価できるのか。「請求権」となるステーブルコイン（〔図表 4〕 会計マネー・ツリー上の【B*】、【C*】）については、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いと基本的に一致する。

他方、ビットコインのような暗号資産や「オブジェクト」となるステーブルコイン（〔図表 4〕 会計マネー・ツリー上の【F】）については、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いと一部乖離がある¹⁰⁰。具体的には、決済目的や売買目的で保有する際、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いでは、公正価値が測定基礎となるのに対し、現行の IFRS に基づくと、ブローカー／トレーダーと考えられるときを除き、低価法となる。これは、IFRS では、IAS 第 2 号「棚卸資産」が適用されていることから、事業投資を前提とした考え方が適用されているためである。

このように、現行の IFRS に基づくビットコインのような暗号資産や「オブジェクト」となるステーブルコインの取扱いが、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いと一部乖離していることは、4 節（3）でみたように、「請求権」となるステーブルコインには、対応するペアである金融商品（会計マネー・ツリー上の【B】、【C】）に関する現行の IFRS への当てはめが可能である一方、ビットコインのような暗号

100 「オブジェクト」となる暗号資産を取引・リレーション目的で保有する場合、IFRS に基づく取扱いは、経済実態と保有目的を踏まえた取扱い（取得原価が測定基礎〈図表 13 ⑥〉）に近い。これは、現行の IFRS に基づくと IAS 第 38 号「無形資産」が適用され、事業投資の位置付けとなり、原価モデルまたは再評価モデルで評価されるためである。

図表 14 暗号資産の IFRS に基づく測定基礎（詳細は補論 1・2 参照）

保有目的 会計マナー・ツリー上の分類	決済目的	取引・リレーション目的	売買目的
「民間」の「法定通貨での払戻額が固定」の「請求権」【B*】	①・④ 取得原価		—
「法定通貨での払戻額が変動」の「請求権」【C*】	② 公正価値	⑤ 公正価値または OCI オプション	⑦ 公正価値
「独自の表示単位がある」「社会における通貨の機能を果たしていない」「オブジェクト」【F】	③ 低価法（原価または 正味実現可能価額の いずれか低い方） （決済目的であるため、 ブローカー／トレーダー でないことを前提とした 場合）	⑥ 原価モデルまたは 再評価モデル	⑧ 【ブローカー／トレーダー 以外】 低価法（原価または 正味実現可能価額の いずれか低い方） 【ブローカー／トレーダー】 公正価値 ^{（注）}

備考：シャドー部分は、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いと考え方が大きく異なる。
（注）活発な市場がなければ取得原価。

資産など（同【F】）については、対応するペアが存在せず、したがって、対応する IFRS がなく、適切な当てはめができないことを映じている¹⁰¹。このため、後者については、企業の財務報告における重要性が高まった際には、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いに沿った IFRS の検討が必要になると思われる¹⁰²。

6. 結び

以上、本稿では、1 節（2）で述べた RQ に対する答えを探索してきた。結論を要約すると次のとおり。

101 豪州会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board: AASB）などが指摘するように、IFRS には投資として保有されている非金融資産（投資不動産を除く）についてのガイダンスが存在しない（AASB [2016]、EFRAG [2020]）。

102 この点、わが国の会計基準（実務対応報告第 38 号）では、ビットコインのような暗号資産について、活発な市場が存在する場合、公正価値を測定基礎としている。このため、決済目的・売買目的の場合は、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いと同じとなる一方、取引・リレーション目的の場合は、経済実態と保有目的を踏まえた取扱いと異なる。

RQ1：ビットコインのような暗号資産について、現行の会計基準の分類への当てはめが明確でなかった背景は何か。

ビットコインのような暗号資産は、金融商品、無形資産、棚卸資産のいずれとも共通する性質を有している一方で、いずれとも異なる性格を有している。具体的に、①物理的な実体がなく、②契約または特別な根拠法に基づく権利でもないにもかかわらず、③市場価格があるという性格は会計基準の観点からみても特別なものであり、現行の会計基準の分類への当てはめが明確でなかったと考えられる（2節）。

RQ2：暗号資産などのデジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いについて、経済実態の観点から、固有の難しさはあるか。

RQ3：暗号資産などのデジタルマネーが現行の会計基準に投げかける課題はあるか。

本稿では、新しいかたちのデジタルマネーの経済実態を捉えることを通じて、上記の RQ2 および RQ3 を検討した。これは、暗号資産などのデジタルマネーの経済実態が現行の会計基準の想定内であれば、それらの保有に係る会計上の取扱いに特段の困難はない一方、これまで想定されてこなかったような新しさがあれば、会計上の取扱いに当たっての難しさや、会計基準に投げかける課題がありうるためである。この点を分析する枠組みとして、デジタルマネーを経済実態に応じて分類する「会計マネー・ツリー」を提示した。この枠組みを用いて、会計マネー・ツリー上の分類（デジタルマネーの経済実態）の観点から、次の2点を指摘した（3節、4節）。

- 暗号資産などのデジタルマネーの保有に係る会計上の取扱いについて、会計的な視点からキャッシュフローの態様に重要な影響を及ぼす4要素の観点からみると、固有の難しさはないと考えられる。金融資産と同様の経済実態であるものは金融資産の会計基準への当てはめが可能であるほか、財・サービスを受け取る請求権に当たるデジタルマネーについても、従来から存在するメンバーシップの権利などの会計処理に準じた取扱いが考えられる。それ以外の売却時にも、キャッシュフローが流入する「オブジェクト」は、コモディティなど同様の取扱いが考えられる。
- 同時に、デジタルマネーが現金それ自体として扱われうるかどうかを識別する2要素からみると、新たな課題が示唆される。法定通貨と異なる表示単位を用いるデジタルマネーが広範に使われると、これらのデジタルマネーと外貨との境界が曖昧化する。この結果、デジタルマネーを外貨のように会計上扱うべき

ではないか、といった方向と、そもそも現行の外貨に関する会計基準の取扱いが適切なのか、といった方向の双方の問題意識を惹起するのではないかと思われる。具体的に、現行の会計基準における①「現金」・「現金同等物」の範囲、②外貨換算と測定との関係において、再検討の必要が生じうる。

RQ4：現行の **IFRS** に基づく暗号資産の保有に係る取扱いは、経済実態と保有目的を踏まえたものとなっているのか。

暗号資産の保有について、会計マネー・ツリー上の分類（経済実態）と保有目的を踏まえた会計上の取扱いを検討したところ、現行の **IFRS** に基づく取扱いと一部乖離があった。これは、会計基準からみたビットコインのような暗号資産などの特殊性から、現行の **IFRS** の適切な当てはめができず、これらを金融投資として売買目的等で保有するときにも、**IFRS** では事業投資を前提とした扱いとなるためである。将来、企業の財務報告における重要性が高まった際には、経済実態と保有目的に沿った **IFRS** の検討が必要になると思われる（5 節）。

本稿の第 1 の貢献は、ビットコインのような暗号資産やステーブルコインの一部（会計マネー・ツリー上の **[F]**）について、これらと経済実態が同じ法定通貨建ての支払手段が存在しないこと——会計マネー・ツリー上、対応するペアが存在しないこと——を独自の枠組みに基づき、明確に示したことである。また、このように対応する **IFRS** がないゆえ、現行の **IFRS** の適切な当てはめができないことを明らかにした。第 2 の貢献は、将来的に、法定通貨と異なる表示単位を用いるデジタルマネーの使用が拡がり、デジタルマネーの性格が外貨と接近した際に、新たに浮上りうる会計上の課題を具体的に示したことである。独自の表示単位があるデジタルマネーが浮き彫りにした論点は、そもそも現行の会計基準における外貨の扱いが適切なのかなどの課題を投げかけるものである。

ただし、本稿で提示した会計マネー・ツリーが、会計的な視点からデジタルマネーの経済実態を十分に捉えることができているかどうかについては、さらなる検討が必要である。会計上の取扱いについて、本稿において検討していない経済実態の観点からの固有の難しさがあるかもしれない。また、デジタルマネーが投げかける課題については、現行の外貨に関する会計問題の指摘に止まっており、その解決方法を提示しているわけではない。これらは残された課題である。

参考文献

- 秋葉賢一、「仮想通貨に関する会計上の課題」、久保田 隆編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』、中央経済社、2018年、217～235頁
- 、「非上場株式の公正価値測定：負の連鎖のはじまり」、『企業会計』第71巻第1号、中央経済社、2019年、47～53頁
- 池田幸典、「暗号資産の会計問題」、『企業会計』第72巻第9号、中央経済社、2020年、4～5頁
- 加毛 明、「仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」、『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討 金融法務委員会報告書(33)』、金融法務委員会、2019年、1～34頁
- 企業会計基準委員会、「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」、企業会計基準委員会、2006年
- 、「無形資産に関する論点の整理」、企業会計基準委員会、2009年
- 金融法委員会、「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」、金融法委員会、2018年 (<http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication55-j.pdf>、2021年9月1日)
- 斎藤静樹、『会計基準の研究(新訂版)』、中央経済社、2019年
- 末廣裕亮、「仮想通貨の私法上の取扱いについて」、『NBL』1090号、商事法務、2017年、67～72頁
- 、「仮想通貨の法的性質」、『法学教室』449号、有斐閣、2018年、52～57頁
- 関口健太、「金融規制法における『預金受入れ』の位置付けについての一考察：スイスにおける改正銀行法を手掛かりとして」、『金融研究』第39巻第2号、日本銀行金融研究所、2020年、55～102頁
- 長瀬威志、「第5章 イニシャル・コイン・オファリング(ICO)」、片岡義広・森下国彦編『Fintech 法務ガイド [第2版]』、商事法務、2018年
- 松尾真一郎、「暗号資産とブロックチェーンの安全性の現状と課題」、金融研究所ディスカッションペーパー No. 2020-J-8、日本銀行金融研究所、2020年
- Aaron, Meyer, Francisco Rivadeneyra, and Samantha Sohal, “Fintech: Is This Time Different? A Framework for Assessing Risks and Opportunities for Central Banks,” Staff Discussion Paper No. 2017-10, Bank of Canada, 2017.
- Adrian, Tobias, and Tommaso Mancini-Griffoli, “The Rise of Digital Money,” FinTech notes, NOTE/19/01, International Monetary Fund, 2019.
- American Institute of Certified Public Accountants. Accounting Principles Board; American Institute of Certified Public Accountants. Committee on Accounting Procedure, “Accounting research and Terminology bulletins; Accounting terminology bulletins; Accounting research bulletins,” *AICPA Committee*, 79, 1961 (available at https://egrove.olemiss.edu/aicpa_comm/79、2021年9月1日).

- Australian Accounting Standards Board (AASB), “Digital Currency—A Case for Standard Setting Activity,” ASAF Agenda ref: 5, ASAF Meeting, December, 2016.
- Beau, Denis, “Stablecoins—A Good or a Bad Solution to Improve Our Payment Systems?” speech at the Stablecoin Conference, Paris, January 15, 2020.
- Bech, Morten L., and Rodney Garratt, “Central Bank Cryptocurrencies,” *BIS Quarterly Review*, Bank for International Settlements, 2017, pp. 55–70.
- Bjerg, Ole, “Designing New Money: The Policy Trilemma of Central Bank Digital Currency,” MPP Working Paper, Copenhagen Business School, 2017.
- Boar, Codruta, and Andreas Wehrli, “Ready, Steady, Go?—Results of the Third BIS Survey on Central Bank Digital Currency,” BIS Papers No. 114, Monetary and Economic Department, Bank for International Settlements, 2021.
- Brainard, Lael, “Digital Currencies, Stablecoins, and the Evolving Payments Landscape,” speech at the Future of Money in the Digital Age, sponsored by the Peterson Institute for International Economics and Princeton University’s Bendheim Center for Finance, Washington, D.C., October 16, 2019.
- , “The Digitalization of Payments and Currency,” speech at the Symposium on the Future of Payments, Stanford Graduate School of Business, Stanford, California, February 5, 2020.
- Bullmann, Dirk, Jonas Klemm, and Andrea Pinna, “In Search for Stability in Crypto-Assets: Are Stablecoins the Solution?” Occasional Paper Series No. 230, European Central Bank, 2019.
- Carney, Mark, “The Growing Challenges for Monetary Policy in the Current International Monetary and Financial System,” speech at Jackson Hole Symposium, August 23, 2019.
- Carstens, Agustin, “Money in a Digital Age: 10 Thoughts,” speech at Lee Kuan Yew School of Public Policy, Singapore, November 15, 2018.
- Cochrane, John H., “Bitcoin and Bubbles,” John Cochrane’s Blog, November 30, 2017 (available at <https://johnhcochrane.blogspot.com/2017/11/bitcoin-and-bubbles.html>).
- Committee on Payments and Market Infrastructures (CPMI), “Digital Currencies,” Bank for International Settlements, 2015.
- Dell’Erba, Marco, “Stablecoins in Cryptoeconomics: From Initial Coin Offerings to Central Bank Digital Currencies,” *N.Y.U. Journal of Legislation & Public Policy*, 22(1), 2019.
- Eichengreen, Barry, “The Stable-Coin Myth,” Project Syndicate, September 11, 2018.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), “Accounting for Crypto-Assets (Liabilities): Holder and Issuer Perspective,” Discussion Paper, EFRAG, 2020.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), “Statement of Financial Accounting Standards No. 8, Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements,” FASB, 1975.

- Goldman Sachs Global Macro Research, “Crypto: A New Asset Class?” Top of Mind, Issue 98, Goldman Sachs, 2021.
- G7 Working Group on Stablecoins, “Investigating the Impact of Global Stablecoins,” 2019.
- IFRS Interpretations Committee (IFRS-IC), “Holding of Cryptocurrencies,” Compilation of Agenda Decisions, Volume 1; Published by the IFRS Interpretations Committee January 2019–September 2019, IFRS Foundation, October, 2019.
- International Accounting Standards Board (IASB), “Cryptocurrencies: Possible Standard-Setting—Holding of Cryptocurrencies,” Staff Paper (Agenda ref 4B) to IFRS Interpretations Committee Meeting, September, 2018a.
- , “Cryptocurrencies: Potential New Research Project,” Staff Paper (Agenda ref 12D) to IASB Meeting, November, 2018b.
- , “Holdings of Cryptocurrencies: Agenda Decision to Finalise,” Staff Paper (Agenda ref 12) to IFRS Interpretations Committee Meeting, June, 2019.
- International Monetary Fund (IMF), “Treatment of Crypto Assets in Macroeconomic Statistics,” IMF, 2019 (available at <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2019/pdf/Clarification0422.pdf>、2021年9月1日).
- Korea Accounting Standards Board (KASB), “Agenda Proposal for Foreign Currency Accounting: The Amendment to IAS21: The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates,” KASB, 2011a.
- , “Foreign Currency Accounting Issues,” KASB, 2011b.
- Moonitz, Maurice, *Basic Postulates of Accounting; Accounting Research Study No. 01*, American Institute of Certified Public Accountants, 1961.
- Nakamoto, Satoshi, “Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System,” 2008 (available at <https://bitcoin.org/bitcoin.pdf>、2021年9月1日).
- Panigirtzoglou, Nikolaos, Mika Inkinen, Nishant Poddar, and Ekansh Agarwal, “Flows & Liquidity: The Retail Impulse Remains Strong,” J.P. Morgan Global Market Strategy, 2021.
- Paton, William. A., and William Paton Jr., *Asset Accounting*, Macmillan, 1952.
- Penman, Stephen, *Accounting for Value*, Columbia Business School Publishing, 2011.
- Regnard-Weinrabe, Ben, Heenal Vasu, and Hazem Danny Al Nakib, “Stablecoins,” Harvard Law School Forum on Corporate Governance, 2019.
- Roubini, Nouriel, “Bitcoin is Not a Hedge against Tail Risk,” *Financial Times*, February 10, 2021.
- Yermack, David, “Is Bitcoin a Real Currency? An Economic Appraisal,” NBER Working Paper Series No. 19747, National Bureau of Economic Research, 2013.

補論 1. 現行の IFRS に基づくビットコインのような暗号資産の取扱い

補論 1 では、ビットコインのような暗号資産について、IFRS-IC が 2019 年に公表した「暗号通貨の保有」(Holdings of Cryptocurrencies) に関するアジェンダ決定の内容を通じて、IFRS に基づく分類・測定のを概観する¹⁰³。

(1) どの IFRS が適用されるか

IFRS-IC のアジェンダ決定では、「暗号通貨が通常の事業の過程における販売の目的で保有される場合は、IAS 第 2 号『棚卸資産』が適用される。IAS 第 2 号が適用されない場合は、企業は IAS 第 38 号『無形資産』を暗号通貨の保有に適用する」との見解が示された。

アジェンダ決定では、結論に至る過程において、以下のような点を考慮したと説明されている。

イ. ビットコインのような暗号資産は「無形資産」か¹⁰⁴

IFRS-IC は、暗号通貨の次のような性質に鑑みて、IAS 第 38 号の「無形資産」の定義（「物理的な実体のない識別可能な非貨幣性資産」）を満たしていると結論付けている。次の 1 点目は識別可能であること¹⁰⁵、2 点目は非貨幣性資産であること¹⁰⁶のそれぞれ根拠となっている。

- 保有者から分離して個々に売却または移転することが可能であること。

103 IFRS-IC のアジェンダ決定では、次のすべての性格を満たす暗号資産を対象としている。これらは、ビットコインのような暗号資産である。

- (a) セキュリティのために暗号を使用する分散台帳に記録されるデジタルまたは仮想の通貨。
- (b) 国家機関その他の者が発行するものでない。
- (c) 保有者と別の者との間における契約を生じさせない。

104 IAS 第 38 号は、次のものを除くすべての無形資産に適用するとしている。このため、IFRS-IC は暗号通貨の保有が、金融資産の定義を満たすか、または他の基準の範囲内かどうかを検討している。

- (a) 他の基準の範囲内の無形資産（例：企業が通常の事業の過程で販売することを目的に保有されているもの（IAS 第 2 号が適用））
- (b) IAS 第 32 号「金融資産：表示」で定義されている金融資産
- (c)、(d) (略)

105 次のいずれかの場合、IFRS における無形資産の定義の 1 つである「識別可能 (identifiable)」に該当する (IAS 第 38 号 12 項)。

- (a) 分離可能である場合
- (b) 契約またはその他の法的権利から生じている場合

106 IAS 第 21 号 16 項は、「非貨幣性項目の本質的な特徴は、固定または決定可能な数の表示単位を受け取る権利（または引き渡す義務）が存在しないことである」と述べている。

- 固定数または決定可能な数の通貨単位を受け取る権利を保有者に与えていないこと。

ロ. ビットコインのような暗号資産は現金か

IFRS-IC は、現金の性格として、IAS 第 32 号 AG2 項における通貨（現金）の記述には、次の点が示唆されていることに着目している¹⁰⁷。すなわち、現金については、①「交換の媒介（medium of exchange）」として用いられること、②財務諸表におけるすべての取引が測定され、認識される基礎になるといえる程度まで、「財やサービスの価格付けにおける貨幣単位（monetary unit in pricing goods and services）」として用いられることが期待されていることである¹⁰⁸。そのうえで、暗号通貨は、現在これらの性格を有していないことから、現金ではないと結論付けている。

ハ. ビットコインのような暗号資産は（現金以外の）「金融資産」か

IFRS-IC は、IAS 第 32 号に定める金融資産の定義¹⁰⁹ に照らして、暗号通貨は、①他の企業の資本性金融商品（equity instrument）、②保有者にとっての契約上の権利、③保有者自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のいずれでもないことから、（現金以外の）金融資産ではないと結論付けている。

ニ. ビットコインのような暗号通貨は「棚卸資産」か

IFRS-IC は、暗号通貨が通常の事業の過程における販売の目的で保有されることがあることに着目し、そのような目的による暗号通貨の保有は棚卸資産の保有であることから、IAS 第 2 号が適用されるとした¹¹⁰。また、企業は暗号通貨のブローカー／トレーダーとなりうるとの解釈を示した。

(2) 事後測定

上記のように整理される結果、ビットコインのような暗号資産の当初認識後の測定は、適用される基準等に応じて、次の①～④のいずれかにより測定することとなる。

.....
107 IAS 第 7 号「キャッシュフロー計算書」6 項では、「現金（cash）は、手許現金と要求払預金からなる」と定義しているが、IFRS には「現金」の性格に関する詳しい記述はない。

108 本文脚注 34 を参照。

109 本文脚注 52 を参照。

110 IAS 第 2 号 6 項は、棚卸資産を次のような資産と定義している。

- (a) 通常の事業の過程において、販売を目的として保有されているもの
- (b) その販売を目的とする生産の過程にあるもの
- (c) 生産の過程またはサービスの提供にあたって消費される原材料または貯蔵品の形態をとるもの

- ① 販売費用控除後の公正価値【FVTPL】
- ② 原価または正味実現可能価額（net realisable value）のいずれか低い方【低価法】
- ③ 取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額【原価モデル】
- ④ 再評価日の公正価値から再評価日以降の償却累計額および減損損失累計額を控除した額【再評価モデル¹¹¹】

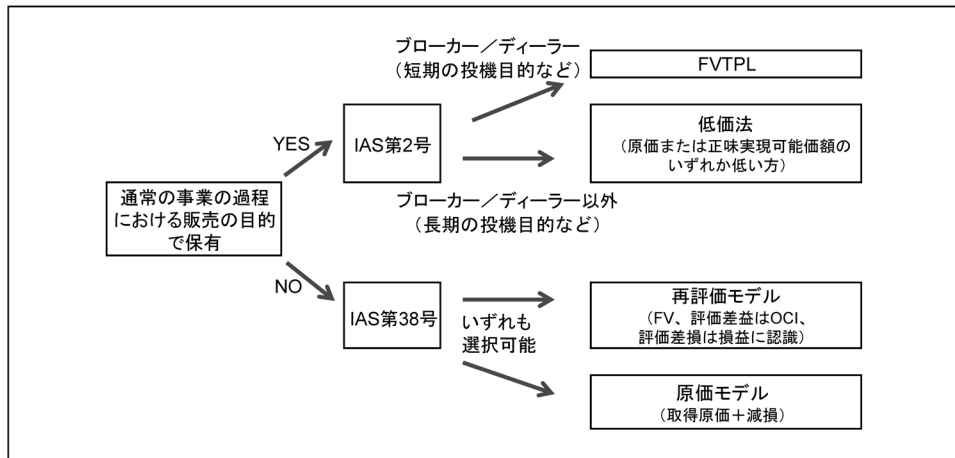
IAS 第2号が適用される場合、企業が暗号通貨のブローカー／トレーダーとなるときは、IAS 第2号3項（b）に定める要求が適用される結果、FVTPL（①）となる一方、それ以外は低価法（②）となる。IAS 第38号が適用される場合、企業は暗号通貨に活発な市場が存在することを前提に、原価モデル（③）と再評価モデル（④）から選択できる¹¹²。IASB スタッフは、企業が特定の暗号通貨を投機目的で保有する場合、販売目的で保有していると考えられ、企業のビジネスモデルは暗号通貨の販売を目的としていることを示している、との見解を示したうえで、（投機目的の保有は）「『通常の事業の過程における販売を目的として』保有している可能性が高い」と述べている。さらに、これらの企業の中には、（a）自己勘定で暗号通貨の売買を行ったり、（b）近い将来に売却する目的で暗号通貨を入手し、価格変動に伴う利益を得る企業があり、ブローカー／トレーダーと考えられうることから、FVTPLにより測定されることがある一方、長期の投機目的の場合は低価法で測定されている（IASB [2019] paragraphs 65–69）。

以上を纏めると、図表 A-1 のとおり。

.....
111 評価差益は OCI、評価差損は損益を通じて公正価値で測定。

112 暗号通貨に活発な市場が存在しないときは、原価モデル（取得原価＋減損）で測定される。

図表 A-1 現行の IFRS に基づくビットコインのような暗号資産の事後測定



資料：IASB [2019] をもとに作成。

補論 2. 現行の IFRS に基づくステーブルコインの取扱い

ステーブルコインについては、「暗号通貨の保有」に関するアジェンダ決定の対象外とすることが意図されており¹¹³、これまで IASB における公式な議論が行われていない。このため、補論 2 では、アジェンダ決定における議論を考慮しつつ、ステーブルコインの性格を踏まえて、IFRS に基づく分類・測定を考え方を整理する。

(1) どの IFRS が適用されるか

イ. ステーブルコインは現金か

ステーブルコインについても、アジェンダ決定で示されているような現金の性格¹¹⁴を有していないことはビットコインのような暗号資産と同じである。

ロ. ステーブルコインは（現金以外の）「金融資産」か

ステーブルコインの分類（4 節（2）イ. 図表 6）のうち、（3）オンチェーン担保・ステーブルコイン、（4）アルゴリズム・ステーブルコインのいずれの種類も、発行主体やカストディアンといった責任主体が存在しない。これらの種類のステーブルコインは、ビットコインのような暗号資産と同じく、①他の企業の資本性金融商品、②保有者にとっての契約上の権利、③保有者自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のいずれでもないことから、金融資産ではないと考えられる。

他方、（1）トークン化された資金、（2）オフチェーン担保・ステーブルコインについては、何らかの責任主体が存在する。これらの種類のステーブルコインでは、設計次第では、ステーブルコインがその責任主体の資本性金融商品と考えられる場合がありうる。また、ステーブルコインの保有者とその責任主体との間における契約関係が成立し、保有者が現金又は他の金融資産を受け取る契約上の権利を有することにもなりうる。このため、これらの種類のステーブルコインは金融資産の定義を満たすことがあると考えられる。

ハ. ステーブルコインは「無形資産」か

ステーブルコインのうち、責任主体が存在しないものや「金融資産」の定義を満

113 IASB [2019] は、いわゆる「ステーブルコイン」や銀行によって発行される暗号資産をアジェンダ決定の対象外とする観点から、「国家機関その他の者が発行するものでない」との条件（b）の「その他の者」が重要であると指摘している（paragraph 44）。

114 本文脚注 34 を参照。

たさないものは、ビットコインのような暗号資産と同じく、IAS 第 38 号の「無形資産」の定義（「物理的な実体のない識別可能な非貨幣性資産」）を満たしていると考えられる。

二. ステーブルコインは「棚卸資産」か

ステーブルコインについても、金融資産の定義を満たさないものについて、通常の事業の過程における販売の目的で保有される場合、IAS 第 2 号が適用されると考えられる。

(2) 事後測定

ステーブルコインのうち、金融資産の定義を満たさないものについては、IAS 第 2 号または IAS 第 38 号に基づいて測定されると考えられる（図表 A-1）。

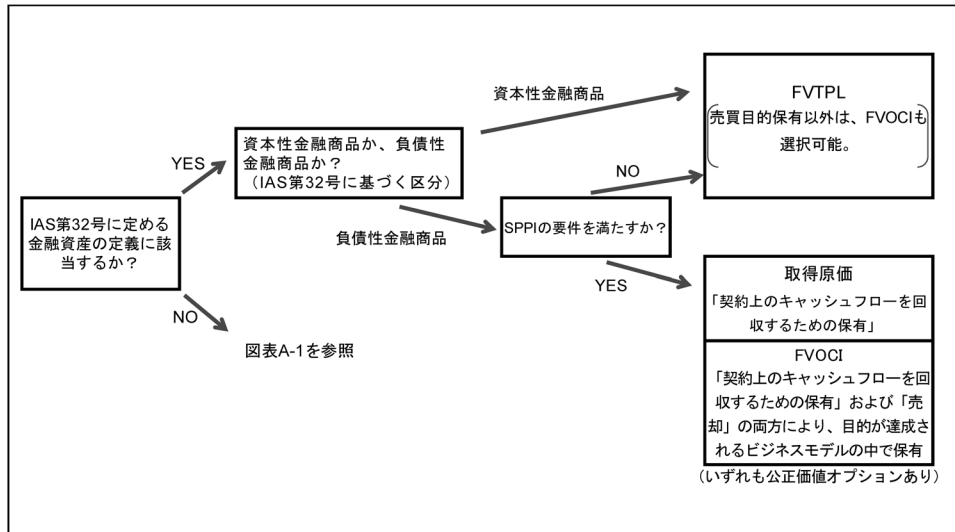
これに対して、他の企業の資本性金融商品や現金又は他の金融資産を受け取る契約上の権利であると考えられるステーブルコインは、IFRS 第 9 号に基づいて、資本性金融商品か負債性金融商品か（IAS 第 32 号に基づく区分）の別に、測定方法が決まると考えられる。資本性金融商品は FVTPL で測定されるが、売買目的保有以外の投資については、FVOCI も認められている（OCI オプション）。

他方、負債性金融商品に対する投資は、(1) 金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル^{115、116}、(2) 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性の 2 つの要件を考慮のうえ、①FVTPL、②FVOCI、③償却原価のいずれかで測定される。具体的には、「契約上のキャッシュフローを回収するための金融資産の保有」を目的とするビジネスモデルの中で保有されている場合には、キャッシュフローが「元本および元本残高に対する利息の支払のみ（solely payments of principal and interest: SPPI）」であることの要件も踏まえ、償却原価で測定される。また、「契約上のキャッシュフローを回収するための金融資産の保有」および「金融資産の売却」の両方により、目的が達成されるビジネスモデルの中で保有されている場合には、FVOCI で測定される。この点、契約上のキャッシュフローが元本のみである単一通貨で裏付けのあるステーブルコインの場合、SPPI の要件を満たす（預入額＝元本、利息＝ゼロ）こととなり、測定基礎は取得原価になると考えられる。他方、複数通貨で裏付けのあるステーブルコインの場合、通貨バスケットに連動した価値を元本とみることは

115 金融資産の管理に関する企業のビジネスモデルとは、企業がキャッシュフローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのかを指す（IFRS 第 9 号 B4.1.2A 項）。

116 企業のビジネスモデルを勘案するのは、「(ビジネスモデルが) 可能性の高い実際のキャッシュフロー（the likely actual cash flows）が、主として契約上のキャッシュフローの回収から生じるかどうかに影響する」（IFRS 第 9 号 BC4.15）と IASB が考えているためである。

図表 A-2 現行の IFRS に基づくステーブルコインの事後測定



できず、SPPI の要件を満たさないため、FVTPL で測定されることとなると考えられる。

以上を纏めると、図表 A-2 のとおり。

